

## 平成26年度 市民委員会資料②

所管事務の調査（報告）

川崎市DV防止・被害者支援基本計画について

資料1 「川崎市DV防止・被害者支援基本計画（案）」に対するパブリックコメント手続きの実施結果について

資料2 「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」の概要

資料3 「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」

市民・子ども局

（平成27年3月11日）

## 「川崎市DV防止・被害者支援基本計画（案）」に対する パブリックコメント手続きの実施結果について

### 1 概要

本市では、平成22（2010）年3月に「川崎市DV被害者支援基本計画」を策定し、DV対策を推進してきました。今回、これまでの取組状況や課題、社会状況の変化、DV防止法の改正等を踏まえ、計画の改定案として「川崎市DV防止・被害者支援基本計画（案）」をとりまとめ、御意見を募集しました。

その結果、12通（意見総数46件）の御意見をいただき、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

### 2 意見募集の概要

題名	川崎市DV防止・被害者支援基本計画（案）について
意見の募集	平成26（2014）年11月25日（火）から 平成26（2014）年12月25日（木）まで
意見の提出方法	電子メール、郵送、ファクシミリ、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政だより</li> <li>・ 市ホームページ</li> <li>・ 各区役所市政資料コーナー</li> <li>・ 支所</li> <li>・ かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）</li> <li>・ 市民・こども局人権男女共同参画室</li> <li>・ 川崎市男女共同参画センター</li> </ul>

### 3 結果の概要

意見提出数（意見数）		12通（46件）
（内訳）	電子メール	6通（16件）
	郵送	0通（0件）
	ファクシミリ	4通（12件）
	持参	2通（18件）

## 4 意見の内容と対応

パブリックコメントでいただいた意見については、計画（案）の趣旨に沿った意見、今後の施策・事業の推進にあたり参考としていく意見のほか、意見内容を反映したほうが計画（案）の内容がわかりやすくなる意見があったことから、「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」は、一部に御意見を反映して策定します。

### 【御意見に対する対応区分】

- A：御意見を踏まえ、計画に反映させたもの
- B：御意見の趣旨が計画（案）に沿った意見であり、御意見の趣旨を踏まえ取組を推進するもの
- C：今後の施策を推進する中で、参考とするもの
- D：計画（案）に関する質問・要望の御意見であり、計画（案）の内容を説明するもの
- E：その他

### 【御意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 計画全般、Ⅰ基本的な考え方、Ⅱ現状に関すること		5				5
(2) 基本目標Ⅰ「DV被害者の安全確保と支援体制の充実」に関すること	2	10	2	3		17
(3) 基本目標Ⅱ「DV被害者の自立支援の促進」に関すること	1	1		3		5
(4) 基本目標Ⅲ「DVに関する関係機関・民間団体との連携・協力」に関すること	2	2				4
(5) 基本目標Ⅳ「DVを許さない社会づくりの推進」に関すること		3	4	6		13
(6) V計画の推進と数値目標、参考資料に関すること	1	1				2
合計	6	22	6	12	0	46

具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

## 5 具体的な御意見の内容と市の考え方

### (1) 計画全般、Ⅰ基本的な考え方、Ⅱ現状に関すること

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	実状を踏まえ、この計画が確実に進められることを熱望する。	本市におけるDVに関する相談件数が増加傾向にあることや、複数の問題が重なる事案など被害が多様化・複雑化している状況等を踏まえ、本計画に基づき、被害者の自立に向けて切れ目のない支援を行っていくために、支援体制を強化し被害者支援を充実させていきます。また、DVを未然に防ぐための取組も充実させDVを許さない社会の実現をめざしてまいります。	B
2	DV相談は全国的にも、川崎においても増加傾向にあり、DV防止法に則り今後ますますの被害者支援および防止に向けた取組がもとめられている。	本計画に基づき、DVにかかる施策を総合的、体系的に進めてまいります。	B
3	この計画は、川崎市におけるDV対策の取組や支援の方向性を定めるものであり、より一層総合的・体系的に推進されるよう期待する。		
4	被害者を救うことに予算をかけてほしい。	本計画に基づき、DV対策の推進に向け施策・事業の企画・立案機能等を強化し、被害者支援に取り組んでまいります。	B
5	DV相談のみならず関連する諸手続きも含めて、制度を柔軟に運用している対応に合わせて全市的に統一した対応を目指してほしい。	関連する手続き等も含めて、関係機関と円滑に連携し本市として適切かつ統一した対応となるよう、関係機関等との連絡・調整を行うとともに、研修を企画・実施してまいります。	B

### (2) 基本目標Ⅰ「DV被害者の安全確保と支援体制の充実」に関すること

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
6	DV相談支援センター機能の、新たに整備する総合相談窓口機能やこども本部機能強化について現場(支援者)の意見をきちんと取り入れそのあり方を検討してほしい。	DV相談支援センター機能の整備に向けては、相談・支援業務に携わっている方の御意見を踏まえて検討を進めてまいります。	C
7	計画(案)16頁の施策7(3)、22頁の施策18(3)について、「～支援方針を検討します」という表現があるが、実際に支援方針は検討後、決定し、支援実施しているので、「支援をします」とか「支援に取り組みます」というような表現の方がふさわしいのではないかと。	御意見を踏まえ、「支援方針を検討します」を、「支援方針を決定し支援に取り組みます」に修正しました。	A

8	計画（案）16頁の7(4)について、「～一時保護の支援方針について、児童相談所と協議・調整します」がどうかかわからない。	子どものいる被害者の一時保護に際しては、子どもへの対応について、「被害者とその子どもの心身の状況等に応じて、児童相談所と協議・調整してまいります。」という趣旨で記載しております。	D
9	計画（案）19頁のケースワークの脚注について、「できない」といった言葉を用いない等の工夫ができないか。	本文でのケースワークという言葉の使用は、実務研修の説明をするために使用しており、御意見の趣旨を踏まえ、実務研修の内容を分かりやすくするため「被害者のさまざまな状況に応じた支援の実務研修」という文章に改め、脚注は削除しました。	A
10	よりよい被害者支援につながるので、相談員等の支援者に対する支援（メンタルヘルスケア）を施策に盛り込んでほしい。	施策3「相談支援の機能の強化」にありますように、多職種の専門職と協働による相談支援の実施、また、施策12「職務関係者に対する研修等の充実」にありますように、DV相談支援センターによる情報提供や助言、関係者間における会議等による情報共有・交換などにより相談員等を支援していくとともに、DV相談支援センターにおいて、さまざまな研修を企画・実施してまいります。メンタルヘルスケアに係る内容を盛り込んだ相談員等への研修も、そのうちのひとつとして企画・実施してまいります。	B
11	税は税務署、こどものことは児童相談所、といったように、「DVについてはここ」と誰もがわかるようにしっかりとした窓口、受け皿を早く明示すべき。	DV被害にかかる総合相談窓口の整備につきましては、本計画の施策1「DV相談支援センター機能の整備」に位置づけており、具体的な機能や体制について検討を進め、平成28（2016）年度以降早期に整備し、周知してまいります。	B
12	相談窓口を知らない人が多いと思うので、DV総合相談窓口を設置し、それを広報することが急務である。		
13	DV相談支援センター機能を早く整備し、DVについて相談できる窓口（DV総合相談窓口）の周知を実施していくべき。		
14	相談している人の話し声が周りに聞こえないよう相談場所の環境に配慮が必要。	被害者がいつでも安心して相談できる環境の整備が重要と考えており、施策5「相談窓口における秘密の保持と安全の確保」として計画に位置づけ、取り組んでまいります。	B

15	相談窓口の周知に向けて、広報等の工夫・充実が必要。	相談窓口の情報を掲載したカード等を作成・配布しているところですが、今後におきましても、被害者が相談しやすくするために、相談窓口を広く周知していく必要があると考えております。本計画においては、施策4「相談窓口の周知」に位置づけ、取組を進めてまいります。	B
16	相談については各区で受け付けているようですが、計画に基づき被害者支援を進めていくには、それらを取りまとめる司令塔となる必要がある。	施策1「DV相談支援センター機能の整備」にありますように、DV相談支援センター（こども本部）において、関係機関・部署との連絡・調整機能及び企画・立案機能を担い、DV対策を推進してまいります。	B
17	災害時のDV被害者への支援体制・相談機能の確保、相談体制づくりについても検討してほしい。	災害時には、被災者の置かれた環境によって、よりきめ細かな相談支援が必要と考えておりますので、災害時における相談・支援体制について担当部署間で協議・検討してまいります。	C
18	相談の質やノウハウを蓄積し、安全で安心した相談体制を整える上では、相談員の雇用形態の見直しも検討してほしい。	各区の保健福祉センター等において、DV被害を含めた女性に関する相談、自立に向けた支援等を行っており、引き続き、複数の専門職が協力しながら、被害者へのきめ細やかな相談・支援に取り組むことで相談体制の強化に努めてまいります。	D
19	外国人が相談しやすくするために、通訳等の準備や、どんなことを相談できるかが分かりやすく伝える情報提供の方法について検討してほしい。	施策10「外国人への支援」にありますように、外国人被害者の支援団体等と連携した相談担当者や通訳者への研修を実施するなど、外国人の被害者に対し、文化や制度の違い等に配慮した対応に努めてまいります。	B
20	被害者支援を実際に行う、相談、支援業務に携わる人員を確保し、その人たちの教育を前倒しで行ってほしい。	施策目標6「被害者支援を担う関係者の人材育成」にありますように、支援の質の確保と向上に向け、職務関係者に対するさまざまな研修等を実施してまいります。	B
21	被害者への支援を充実させていくためには、相談員の人材育成が重要。しっかりと行っていただきたい。		
22	計画(案)15頁の施策3(3)本文の「また、」以下の文章について、意味がわかりづらく、追いつめられている相談者が「自分で考え判断して」と言われてしまうのではという不安を感じてしまうのではないかと。	問題解決に当たっては、相談者自らが選択、決定していくことが大切となることから、男女共同参画センターの相談事業において相談者の意思を尊重し必要な情報提供や適切な助言等を行っておりますので、このような記載としております。	D

(3) 基本目標Ⅱ「DV被害者の自立支援の促進」に関すること

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
23	DVの現場を見た子どもたちやDVの被害にあった子どもたちの心のケアの対応も必要ではないか。	DVが行われている家庭の子どもたちは、さまざまな心の傷を抱えており、子どもたちの心のケアを充実させていくことが必要です。本計画においては、施策目標8「子どもの健やかな成長への支援」に施策を位置づけ、取り組んでまいります。	B
24	計画(案)20頁の施策目標7【現状と課題】二段落目「被害者の自立支援にあたっては、生活保護制度や母子家庭に対する支援制度などの各種制度を活用しながら」とあるが、母子家庭に対する支援制度ではなく、ひとり親家庭に対するのではないか。	御指摘いただきましたとおり、「母子家庭に対する支援制度」を「ひとり親家庭に対する支援制度」に修正しました。	A
25	施策目標7【現状と課題】三段落目および13(4)で既存の母子生活支援施設の活用について触れられているが、市内の施設を指しているのか。	市内・市外の別に関わらず、個々の被害者と子どもの状況に応じて、既存の母子生活支援施設を活用して、自立を支援していきます。	D
26	計画(案)21頁の施策14(2)(3)はDV被害者の中でもかなり限定的な要件に該当しないと利用できないが、計画の中に入れるならば、その旨がわかるように記述を変更した方がよいのではないか。	本計画はDV被害者支援のあり方や方向性を定めるものでありますので、各制度利用時における個別の要件については記載しておりません。	D
27	計画(案)21頁の14住居の確保に向けた支援の制度そのものの要件を見直し利用しやすい制度にして欲しい。	被害者が安心して生活できる住宅の確保について、被害者の個々の状況に応じて適切に支援を行ってまいります。また、被害者支援を通じて把握したニーズ等を基に必要に応じて、DV被害者支援対策を総合的に推進するDV相談支援センターと各制度所管が協議・調整のうえ、制度・事業の見直し・改善に努めてまいります。	D

(4) 基本目標Ⅲ「DVに関する関係機関・民間団体との連携・協力」に関すること

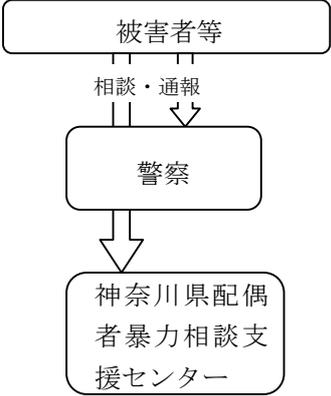
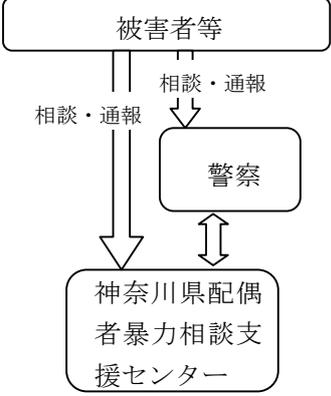
No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
28	DV被害者への対応をおこなっている民間人との協力も重要である。	DV防止と被害者支援の施策を推進していくためには、国、県及び市の関係機関や民間団体等との連携・協力が重要であり、本計画においては、基本目標Ⅲ「DVに関する関係機関・民間団体との連携・協力」に施策を位置づけ、取り組んでまいります。	B
29	計画(案)25頁の施策目標10【現状と課題】一段落目一行目の、「この」が何を指しているのかわからない。	御意見の趣旨を踏まえ、何を示しているか明確になるよう「この」を「DV」に修正しました。	A
30	計画(案)25頁の施策目標10【現状と課題】二段落一行目の「今後も、民間団体の持つ～生かしながら、」の表現について上から目線と誤解されないよう表現の修正が必要ではないか。	本市としましてDV防止や被害者支援を充実していくためには、民間団体の持つ専門性や柔軟な対応力が必要であるという趣旨で、このように記載しておりますが、誤解のないよう、「民間団体の持つ専門性や柔軟な対応力などを生かしながら、DV防止や被害者支援を充実していくため、民間団体の取組を支援するとともに、定期的に意見交換を行い、施策や事業に反映していくことが重要です」を「民間団体の持つ専門性や柔軟な対応力などを生かしDV防止や被害者支援を充実していくことが求められており、民間団体の取組を支援するとともに、定期的に意見交換を行い、施策や事業に反映していくことが重要です」に改めました。	A
31	今回の計画において、配偶者暴力相談支援センターについて明記されているが、被害者支援においては、相談から自立支援までそれぞれの行政内外の組織が連携して行う必要があるので、連携に向けた実効性のある体系づくりを望む。	被害者支援には、関係機関・民間団体との連携・協力が重要であり、施策1にありますようにDV相談支援センター機能を整備し、DV相談支援センターが中心となって、DV対策に係る関係機関の連携体制の検討・調整を行い、緊密な連携を図りながら、施策の効果的な推進に向け取組を進めてまいります。	B

(5) 基本目標Ⅳ「DVを許さない社会づくりの推進」に関すること

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
32	「暴力は誤り」「男性に従うのは女性ということとは違う」といった考え方があたり前の社会となることが必要であり、国や自治体が旗振りをしなければ進まない。	DVを許さない社会づくりには、さまざまな機会をとらえて幅広い普及啓発を行うことや、家庭や地域社会、学校教育などの場において命の大切さや、人を思いやる心を育むことが重要であると考えております。本計画においては基本目標Ⅳ「DVを許さない社会づくりの推進」に施策として位置づけ、DV関連講座の開催などの啓発を進めるとともに、学校教育の各段階において暴力を許さない教育、男女平等観に基づいた一人ひとりを大切にする教育に取り組んでまいります。	B
33	男女平等教育がこれまで以上に必要。		
34	10代のうちにデートDVを未然に防ぐ予防教育を学校ベースで普及させていくことは、DVや虐待を防いでいくことにもつながるので、市内すべての子どもが中学を卒業するまでに1回は、デートDV予防プログラムを受講できる体制を目指すことを提案する。	DVを許さない社会づくりに向けて、学校教育の各段階において暴力を許さない教育や、男女平等観に基づいた一人ひとりを大切にする教育等の人権に関する教育の一層の推進を図るとともに、研修等を通じ、教職員へのDVやデートDVについての正しい理解促進や意識啓発に努めてまいります。また、若い世代に対するデートDV防止に向けた予防啓発は、将来における暴力の防止にもつながる重要な取組と考えており、本計画においては施策28「デートDV防止対策の実施」に位置づけ、取組を進めてまいります。また、中学生へのデートDV防止に向けた予防啓発等その具体的な実施につきましては、効果的な実施という視点を踏まえ、検討してまいります。	D
35	DVを予防し、なくすためには啓発、特に若年層への教育は重要ですので、デートDV防止対策を、市内の全学校で定期的・網羅的な形で啓発が行われるよう取り組んでほしい。		
36	市内の高校で広くデートDV防止に向けた取組を行うことが必要。	デートDV防止対策は重要であると考えており、本計画においては施策28「デートDV防止対策の実施」に位置づけ、若年層に向けた予防啓発に取り組んでまいります。また、御意見の趣旨を踏まえ、より多くの方がデートDVに関する正しい知識が得られるよう、効果的なデートDVに関する予防啓発を検討してまいります。	C
37	デートDVの予防啓発の高校などへの定期実施などぜひ進めてほしい。		
38	現在、市内の大学で年間2校程度実施しているが、市の作成したデートDV啓発リーフレットも活用し、さらに多くの大学でデートDV防止講座を実施すべき。		
39	女性の総合相談のみならず、男性のよろず相談も必要。	男性のさまざまな問題について相談を受け付ける男性総合相談は、施策目標12「DV防止に向けた調査研究と男性相談」に位置づけ、取組を進めてまいります。	B

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
40	男性の総合相談ではなく、男性のDV被害者やDVに悩む男性の相談に焦点を当てるべきではないか。	男性総合相談として、男性のさまざまな問題についての相談を受け付け、適切な助言や情報提供等により、問題整理に向けた支援や意識啓発を行っていくことで、DVの予防にもつながっていくものと考え、施策目標12「DV防止に向けた調査研究と男性相談」に位置づけております。	D
41	男性のDV被害者や加害者からの相談についても県をはじめとする他機関との連携をし、そのあり方を検討することが必要ではないか。	男性被害者や加害者からの相談への対応につきましても、関係機関との連携が必要であると考えており、被害者からの相談につきましても関係機関と連携を図っていくとともにそのあり方を検討してまいります。また、加害者対策につきましては、本計画においては施策目標12「DV防止に向けた調査研究と男性相談」に位置づけ、国の調査研究や他自治体の取組などを情報収集しながら、本市におけるそのあり方を検討してまいります。	C
42	加害者の意識改革が必要。	加害者の更正のための指導としてどのようなものが有効であるかについては、未解明な部分が多く、国においても引き続き調査研究に努めるとしてまいります。本市においては、国などの調査研究についての情報収集等を行うとともに、新たな被害者を生み出さないようDVの防止に向けた取組を進めてまいります。	D
43	男性相談者同士が集まれる場を作り、情報提供していくことも必要。	男性総合相談は、電話相談を実施することにより、まず男性が相談できる場を設けることが重要と考えております。男性総合相談は、さまざまな問題について相談を受け付けることから、相談内容や相談者の状況は多様であり、対応についても一人ひとり異なることが想定されますので、男性相談者同士が集まる場の設定は難しいと考えますが、電話相談の実施を通じ、相談状況やニーズ等を把握・分析し、男性を対象とした講座の開催等に生かしてまいります。	D
44	男性相談として面接相談も実施してほしい。	男性のさまざまな問題について相談を受け付ける男性総合相談は、電話相談を実施することにより、まず男性が相談できる場を設けることが重要と考えており、電話相談の実施を通じて、相談状況やニーズ及び課題の把握・分析に努めてまいります。	D

(6) V計画の推進と数値目標、参考資料に関すること

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
45	<p>施策実現を妨げる課題や施策の進捗状況の把握や検討を計画的・継続的に行い、紙面上だけの計画に終わらせないようにしてほしい。</p>	<p>本計画の「V計画の推進と数値目標」にありますとおり、着実に本計画を推進していくよう、計画の進行管理を行ってまいります。</p>	B
46	<p>参考資料の警察と県配偶者暴力相談支援センターの連携や被害者からの相談の矢印を誤解のないよう修正してほしい。</p>	<p>御意見を踏まえ、誤解のないよう修正しました。</p> <p>修正前</p>  <pre> graph TD     A[被害者等] -- 相談・通報 --&gt; B[警察]     B --&gt; C[神奈川県配偶者暴力相談支援センター]     </pre> <p>修正後</p>  <pre> graph TD     A[被害者等] -- 相談・通報 --&gt; B[警察]     A -- 相談・通報 --&gt; C[神奈川県配偶者暴力相談支援センター]     B &lt;--&gt; C     </pre>	A

## 川崎市DV防止・被害者支援基本計画 修正箇所対照表

意見 番号	修正 箇所	修正後	修正前
No.7	P. 16 P. 22	一時保護施設に入居している被害者の心情と安全に配慮し、被害者の個々の状況を踏まえてニーズを把握し、一時保護施設、神奈川県等と連携して、被害者の立場に立った支援方針を決定し支援に取り組みます。	一時保護施設に入居している被害者の心情と安全に配慮し、被害者の個々の状況を踏まえてニーズを把握し、一時保護施設、神奈川県等と連携し、被害者の立場に立った支援方針を検討します。
No.9	P. 19	被害者の支援にかかわる各機関において、被害者のさまざまな状況に応じた支援の実務研修や事例検討会議を実施するとともに、	被害者の支援にかかわる各機関において、 <u>ケースワークを中心とした実務研修や事例検討会議</u> を実施するとともに、
No.24	P. 20	被害者の自立支援にあたっては、 <u>生活保護制度やひとり親家庭に対する支援制度</u> などの各種制度を活用しながら、	被害者の自立支援にあたっては、 <u>生活保護制度や母子家庭に対する支援制度</u> などの各種制度を活用しながら、
No.29	P. 25	被害者の相談、一時保護、自立支援については、 <u>DV問題</u> に取り組む民間団体が大きな役割を担っており、	被害者の相談、一時保護、自立支援については、 <u>この問題</u> に取り組む民間団体が大きな役割を担っており、
No.30	P. 25	今後も、 <u>民間団体が持つ専門性や柔軟な対応力などを生かしDV防止や被害者支援を充実していくことが求められており、民間団体の取組を支援するとともに、定期的に意見交換を行い、施策や事業に反映していくことが重要です。</u>	今後も、 <u>民間団体が持つ専門性や柔軟な対応力などを生かしながら、DV防止や被害者支援を充実していくため、民間団体の取組を支援するとともに、定期的に意見交換を行い、施策や事業に反映していくことが重要です。</u>
No.46	参考 資料	<pre> graph TD     A[被害者等] -- 相談・通報 --&gt; B[警察]     B -- 相談・通報 --&gt; A     B -- 相談・通報 --&gt; C[神奈川県配偶者暴力相談支援センター]     C -- 相談・通報 --&gt; B     B &lt;--&gt; C     </pre>	<pre> graph TD     A[被害者等] -- 相談・通報 --&gt; B[警察]     B -- 相談・通報 --&gt; A     B -- 相談・通報 --&gt; C[神奈川県配偶者暴力相談支援センター]     </pre>

# 川崎市 DV 防止・被害者支援基本計画の概要

## I 基本的な考え方

### ● 計画改定の趣旨

現行計画「川崎市DV被害者支援基本計画」の計画期間【H22(2010)～26(2014)年度】における取組状況や課題、社会状況の変化、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」の改正等を踏まえ改定を行います。支援体制を強化し被害者支援を充実させていくこと及びDVを未然に防ぐための取組を充実させていくことから、計画の名称を「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に改めます。

※「DV(ドメスティック・バイオレンス)」: 本計画では「配偶者や交際相手等の親密な関係にある又はあった者から振られる暴力」という意味で使用  
 ※「配偶者暴力相談支援センター」: DV防止法第3条第3項に規定する業務(相談や相談機関の紹介、被害者と同伴児の安全確保、自立に向けた援助等)を行う

### DV防止法の改正

＝平成 19(2007)年度＝  
 基本計画策定や配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことが市町村の努力義務に  
 ＝平成 25(2013)年度＝  
 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者も適用対象に

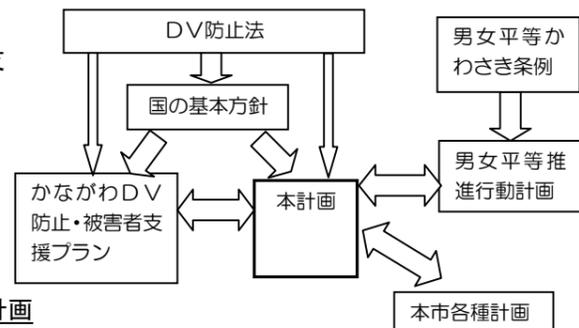
### ● 計画推進の視点

次の4つの視点のもとに計画の推進に取り組みます。

- (1) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。
- (2) 子どもの目の前でされるDVは、児童虐待であり、DVが行われている家庭の子どもも被害者です。
- (3) 被害者が安全に安心して地域で暮らしていけるよう、相談から自立まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援をします。
- (4) 関係機関及び民間団体との連携・協力体制の一層の強化を図ります。

### ● 計画の位置付け

- ・DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画
- ・国の基本方針を指針とし、かつ「かながわDV防止・被害者支援プラン」との整合性を図った計画
- ・川崎市男女平等推進行動計画の目標 I における基本施策2の施策1「ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進」に位置付けられており、また、本市各種計画との整合性を有する計画
- ・本市におけるDV防止の取組及びDV被害者支援のあり方や方向性を定め、施策を総合的、体系的に推進するための計画

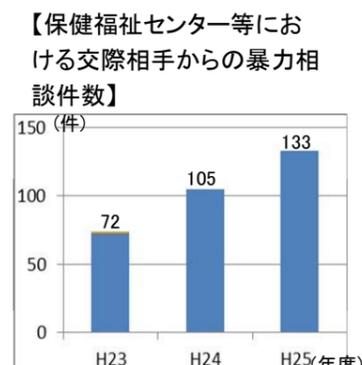
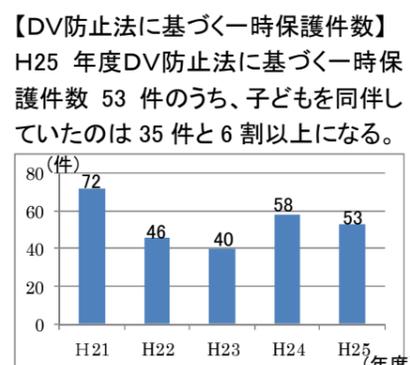
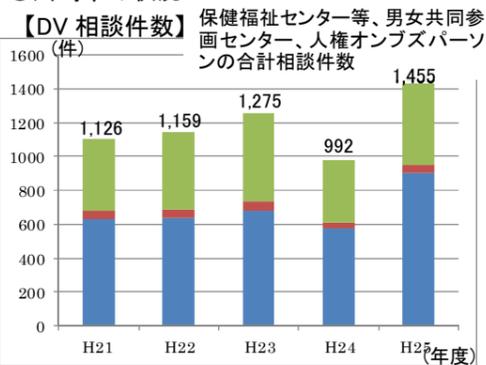


### ● 計画期間

平成27(2015)年度から平成31(2019)年度までの5年間

## II 現状

### ● 川崎市の状況



## III 計画の体系

●別紙「計画の体系」参照

## IV 施策の展開

### 現状

- DVに関する相談件数は増加傾向にある
- さまざまな事情から転居が困難なケース、経済的困窮や児童虐待など複数の問題を抱えるケースなど被害者の置かれている状況は多様

- 交際相手からの暴力相談件数の増加
- DVであると気づかないまま暴力を受けている被害者等

### 課題

- ①多様化、複雑化する事案に対し、組織的な判断・対応の強化
- ②支援には関係機関や他自治体との連携が不可欠であり、連携強化に向けた本市としての関係機関との連絡・調整や、安全な情報共有の仕組み等の構築
- ③市としての統一した対応や支援の質の向上に向けた研修の企画・実施と多様化、複雑化する事案に対し適切に対応するための高い専門性の確保
- ④早期に発見し適切な切れ目のない支援に迅速につなげるための相談窓口の明確化及び周知

- ⑤DVに対する正しい理解の促進
- ⑥若年者に対する取組の充実
- ⑦DVを生み出す背景や原因、DVに関する実態の調査分析

主に課題①～④に対応  
 本市における配偶者暴力相談支援センター(DV相談支援センター)機能の整備

主に課題⑤～⑦に対応  
 被害者支援とともに、被害を未然に防ぐための取組のさらなる充実

### 基本目標 I

**DV被害者の安全確保と支援体制の充実**

DV相談支援センターを中心として、被害者が安心して身近な窓口に相談し、緊急の場合には、被害者やその同伴家族の身の安全が確保され、必要な支援を受けることができる体制を充実させていきます。また、被害者を発見しやすい立場にある関係機関、団体等の協力のもとに、早期発見にも取り組みます。

### 基本目標 II

**DV被害者の自立支援の促進**

被害者の置かれている状況は、一人ひとり異なっており、生活支援、就業支援、住宅の確保に向けた支援、同伴児への支援など、自立に向けた支援も異なります。本市ではそれぞれの施策を所管する機関が、被害者の置かれた立場を理解し、相互に連携して自立支援に努めます。

### 基本目標 III

**DVに関する関係機関・民間団体との連携・協力**

DV防止と被害者支援の施策を推進していくため、国、県及び市の関係機関や民間団体等との連携を進めます。特に、神奈川県では、被害者の支援やDV防止に取り組む民間団体の活動が活発であることから、こうした民間団体と連携・協力を図ります。また、関係機関や民間団体と定期的に意見交換を行い、施策や事業に反映します。

### 基本目標 IV

**DVを許さない社会づくりの推進**

DVをなくし、暴力防止への理解を広く市民に促すためには、さまざまな機会をとらえて幅広い普及啓発を行う必要があります。また、家庭や地域、学校等において、命の大切さや人を思いやる心を養う教育を行い、お互いを尊重し、DVを許さない社会づくりを進めていくことが重要です。

## V 計画の推進と数値目標

### 1 推進体制

関係機関や民間団体等と連携・協力して、計画に基づく取組を進めていきます。

### 2 計画の進行管理

計画の点検・評価は「川崎市男女平等推進行動計画」と連動し、男女平等推進施策の実施状況とともに公表します。

### 3 数値目標

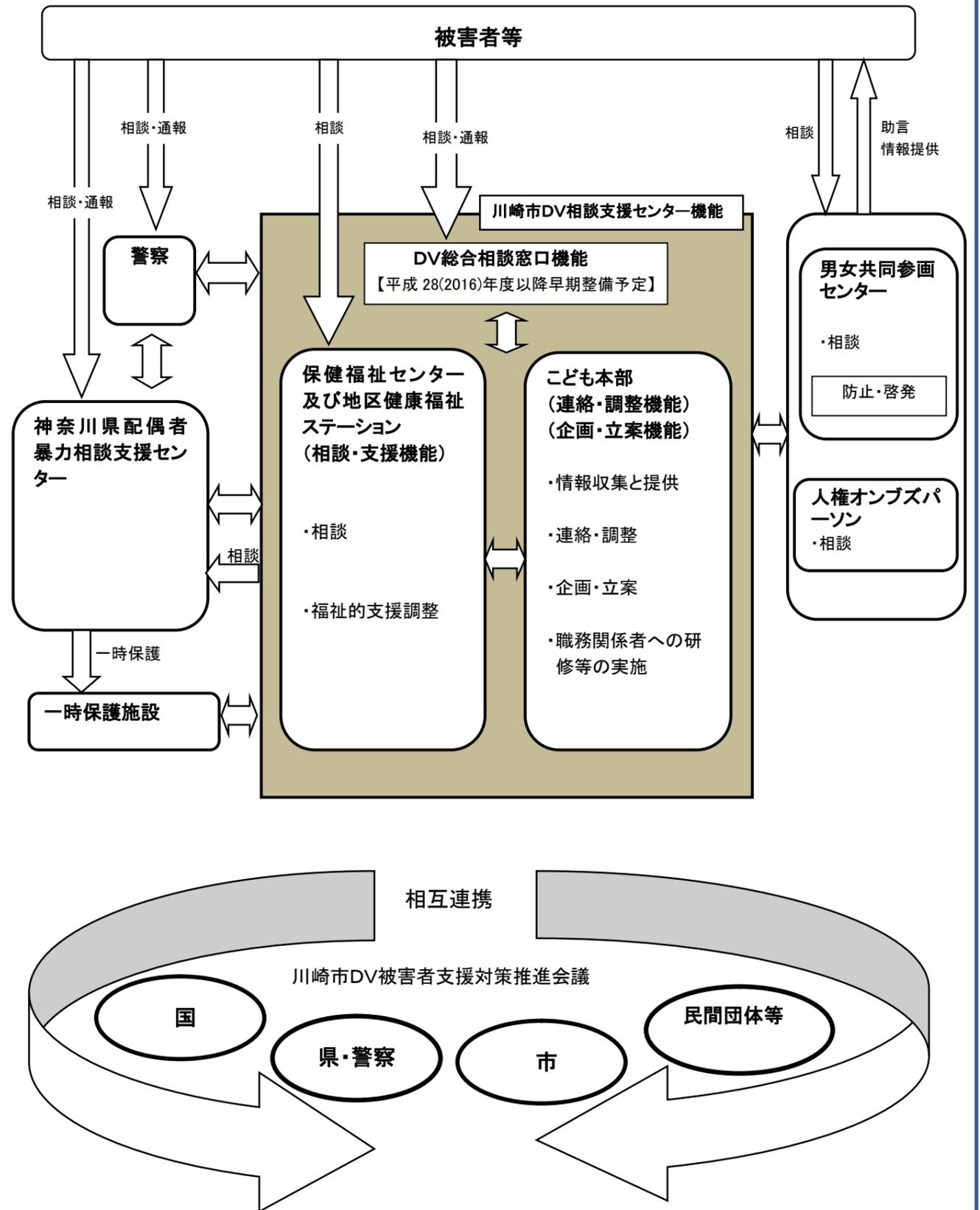
計画を着実に推進していくため、数値目標を設定します。  
 (1) 夫婦間における「平手で打つ」「殴るふりをしておどす」を暴力として認識する人の割合  
 (2) DV被害にあった際どこ(誰)にも相談しなかった人の割合  
 →平成 30(2018)年度までに(1)100%に近づける、(2)半減させることを目指します。

計画の体系

4つの基本目標、12の施策目標、30の施策で構成

基本目標	施策目標	施策
I DV被害者の安全確保と支援体制の充実	1 被害者支援体制の強化	1 DV相談支援センター機能の整備
	2 早期発見のための取組の強化	2 医療機関、警察、民生委員児童委員、教育機関等における被害の早期発見の促進
	3 相談体制の充実	3 相談支援の機能の強化 4 相談窓口の周知 5 相談窓口における秘密の保持と安全の確保
	4 一時保護支援と被害者の安全確保	6 一時保護支援の充実 7 一時保護施設等との連携 8 安全の確保の徹底
	5 外国人、障害者、高齢者への支援	9 多様な状況に応じた支援 10 外国人への支援 11 障害者や高齢者への支援
	6 被害者支援を担う関係者の人材育成	12 職務関係者に対する研修等の充実
II DV被害者の自立支援の促進	7 被害者の自立支援	13 自立支援の機能の強化 14 住居の確保に向けた支援 15 就労の支援 16 経済的な支援 17 各種制度の活用への支援 18 自立のための心のケア 19 地域における支援
	8 子どもの健やかな成長への支援	20 子どもの心のケア 21 就学支援と安全の確保
III DVに関する関係機関・民間団体との連携・協力	9 関係機関・民間団体相互の連携	22 関係機関の支援ネットワークの充実
	10 民間団体との連携・協力の促進	23 県内一時保護施設との連携強化 24 市内一時保護施設への支援 25 民間団体の活動への支援
IV DVを許さない社会づくりの推進	11 DVに関する理解を深めるための普及啓発や教育	26 市における普及啓発の推進 27 暴力を許さない教育の推進 28 デートDV防止対策の実施
	12 DV防止に向けた調査研究と男性相談	29 DVに関する調査研究 30 男性総合相談の実施

計画期間におけるDV対策の総合的な推進



平成 27 (2015) 年度～  
平成 31 (2019) 年度

# 川崎市 DV 防止・被害者支援基本計画

平成 27 (2015) 年 3 月

川 崎 市



KAWASAKI CITY

川崎市

## 本計画における用語の使用について

「DV（ドメスティック・バイオレンス）」という言葉は、直訳すると「家庭内暴力」となりますが、本計画では「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用しています。

また、「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者」を「配偶者等」と記載しています。

## はじめに

配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

DVは、外部から発見が困難な場において行われることが多いことから潜在化し、被害が深刻化しやすくなるとともに、子どもにも深い心の傷を負わせるなどさまざまな影響を及ぼすものであり、社会全体で取り組まなければならない大きな問題です。

川崎市では、平成 22（2010）年 3 月に、「川崎市DV被害者支援基本計画」を策定し、被害者やそのお子さんの安全と安心に配慮した市のDV対策を進めてまいりました。

このたび、これまでの取組や被害の多様化・複雑化といったさまざまな課題及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正を踏まえ、被害者支援の充実及び、被害を未然に防ぐための取組の充実も図っていくこととし、計画名称を改め「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」として策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、被害者支援体制を強化し、関係機関やDVの防止や被害者支援に取り組む民間団体との一層の連携・協力のもと、相談から自立まで切れ目のない支援を行っていくとともに、若い世代に対する予防啓発にも積極的に取り組むなど、誰もがDVに怯えることなく、安全に安心して暮らしていけるよう施策を推進してまいりますので、市民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

この計画の策定に当たり、川崎市男女平等推進審議会の委員の皆様をはじめ、市民の皆様や関係団体の方々から貴重な御意見をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

平成 27（2015）年 3 月

川崎市長 福田 紀彦

## 目次

I	基本的な考え方	1
1	計画改定の趣旨	1
2	計画推進の視点	2
3	計画の基本目標	2
4	計画の位置付け	2
5	計画期間	3
II	現状	4
1	配偶者等暴力に関する被害の状況	4
2	配偶者等暴力に関する相談の状況	5
3	一時保護等の状況	7
4	DV・デートDVに関する市民意識	8
III	計画の体系	11
IV	施策の展開	12
	<b>基本目標Ⅰ DV被害者の安全確保と支援体制の充実</b>	12
	施策目標1 被害者支援体制の強化	12
	施策目標2 早期発見のための取組の強化	13
	施策目標3 相談体制の充実	14
	施策目標4 一時保護支援と被害者の安全確保	16
	施策目標5 外国人、障害者、高齢者への支援	17
	施策目標6 被害者支援を担う関係者の人材育成	18
	<b>基本目標Ⅱ DV被害者の自立支援の促進</b>	20
	施策目標7 被害者の自立支援	20
	施策目標8 子どもの健やかな成長への支援	22
	<b>基本目標Ⅲ DVに関する関係機関・民間団体との連携・協力</b>	24
	施策目標9 関係機関・民間団体相互の連携	24
	施策目標10 民間団体との連携・協力の促進	25
	<b>基本目標Ⅳ DVを許さない社会づくりの推進</b>	26
	施策目標11 DVに関する理解を深めるための普及啓発や教育	26
	施策目標12 DV防止に向けた調査研究と男性相談	27
V	計画の推進と数値目標	29
1	推進体制	29
2	計画の進行管理	29
3	数値目標	29
	<b>参考資料</b>	
	参考資料1 計画期間におけるDV対策の総合的な推進	32
	参考資料2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	33
	参考資料3 男女平等かわさき条例	43
	参考資料4 川崎市男女平等推進審議会規則	46
	参考資料5 川崎市DV被害者支援対策推進会議要綱	47

## I 基本的な考え方

### 1 計画改定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」といいます。）は、決して許されるものではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは、外部から発見が困難な場において行われることが多いことから潜在化しやすく、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

DVは、被害者やその子どもの心身に深い傷を残し、社会全体に深刻な影響を与えます。そのため、単なる個人的な問題ではなく、社会がその解消に取り組まなければならない重要課題の一つとして、防止に向けた取組とともに、状況に応じた相談、保護、生活・就業等の支援や情報提供などきめ細かい被害者への支援を、関係機関が連携して行っていくことが重要となります。

国においては、DVの防止と被害者の保護を図ることを目的として、平成13（2001）年4月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」といいます。）を制定しました。平成19（2007）年度の法改正では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定と、市町村が設置する適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことが、市町村の努力義務となり、身近な市町村が地域に根差したDV被害者支援を行っていくことが期待されています。平成25（2013）年度には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、DV防止法の適用対象とする法改正が行われ、交際相手からの暴力も深刻な問題であると認識されてきており、その対策が求められています。

本市では、平成22（2010）年3月に「川崎市DV被害者支援基本計画」を策定し、DV被害者とその同伴児等の安全と安心に配慮した総合的な市のDV対策を積極的に推進してきました。この間、本市におけるDVに関する相談件数は増加傾向にあり、また、複数の問題が重なる事案など、被害は多様化・複雑化しています。

このような状況に迅速・適切に対応し、被害者の自立に向けて切れ目のない支援を行っていくため、支援体制を強化し被害者支援を充実させていくことが求められています。さらに、被害者の支援だけでなくDVを未然に防ぐための取組も充実させる必要があることから、計画の名称を「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に改め、DVに係る施策を総合的、体系的に進め、DVを許さない社会の実現をめざします。

## 2 計画推進の視点

人権が尊重され、誰もが安全に安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、以下の4つの視点のもとに計画の推進に取り組みます。

- (1) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。
- (2) 子どもの目の前で行われるDVは、児童虐待であり、DVが行われている家庭の子どもも被害者です。
- (3) 被害者が安全に安心して地域で暮らしていけるよう、相談から自立まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援をします。
- (4) 関係機関及び民間団体との連携・協力体制の一層の強化を図ります。

## 3 計画の基本目標

本市におけるDV防止及び被害者支援のための施策を実施するにあたり、次の4つの基本目標を定め、それぞれの施策を推進します。

**基本目標Ⅰ DV被害者の安全確保と支援体制の充実**

**基本目標Ⅱ DV被害者の自立支援の促進**

**基本目標Ⅲ DVに関する関係機関・民間団体との連携・協力**

**基本目標Ⅳ DVを許さない社会づくりの推進**

## 4 計画の位置付け

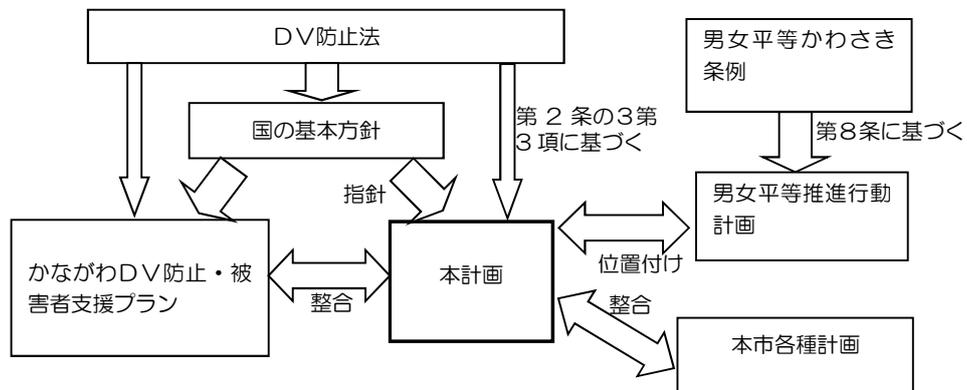
- (1) この計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画と位置付け、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」といいます。）を指針とし、かつ、「**かながわDV防止・被害者支援プラン<sup>1</sup>**」との整合性を図った計画とします。
- (2) この計画は「男女平等かわさき条例」第8条に基づき策定された「**第3期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン ～<sup>2</sup>**」の目標Ⅰ「**男女の人権尊重および男性・子どもにとっての男女共同参画の推進**」における基本施策2「**女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援**」の施策1「**ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進**」に位置付けられます。また「**川崎市子どもの権利に関する行動計画**」等の本市各種計画との整合性を有する計画です。
- (3) この計画は、本市におけるDV防止の取組及びDV被害者支援のあり方や方向性を定め、施策を総合的、体系的に推進するための計画です。

---

<sup>1</sup> DV防止法に基づき、神奈川県では平成18(2006)年に現行計画の前身となる「**かながわDV被害者支援プラン**」を策定し、市町村や民間団体と協力・連携してDV被害者の相談や自立の支援などに取り組んできました。平成26(2014)年3月の改定ではプラン名称を「**かながわDV防止・被害者支援プラン**」とし「被害者支援だけでなく、被害を未然に防止するための取組を充実させていく」としています。

<sup>2</sup> 平成26(2014)年3月に、男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての「**男女平等のまち・かわさき**」の実現をめざし、男女平等施策を計画的かつ総合的に推進するために「**第3期川崎市男女平等推進行動計画**」を策定しました。第3期行動計画では、DV被害者支援の推進を施策として掲げるとともに、DVやセクハラ等の性に基づく人権侵害を防止するための人権教育・啓発の取組も進めていきます。

【関連図】



## 5 計画期間

本計画の期間は、平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度までの 5 年間とします。ただし、DV防止法の改正や国の基本方針の見直し、社会情勢の変化、計画の取組状況などにより、新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

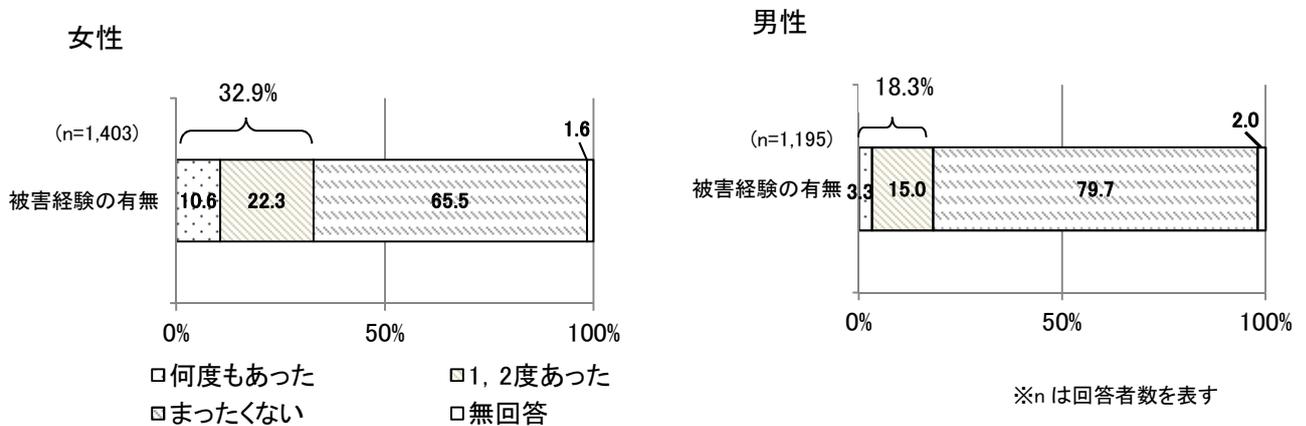
## Ⅱ 現状

### 1 配偶者等<sup>3</sup>暴力<sup>4</sup>に関する被害の状況

#### (1) 全国の被害状況

内閣府が平成23（2011）年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者を含む）から、「身体的暴行（身体に対する暴行を受けた）」「心理的攻撃（精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた）」「性的強要（性的な行為を強要された）」のいずれかの「被害経験がある」と回答した人は女性では32.9%、男性では18.3%となっています。

図表1 配偶者からの被害経験の有無（男女別）



#### (2) 川崎市の被害状況

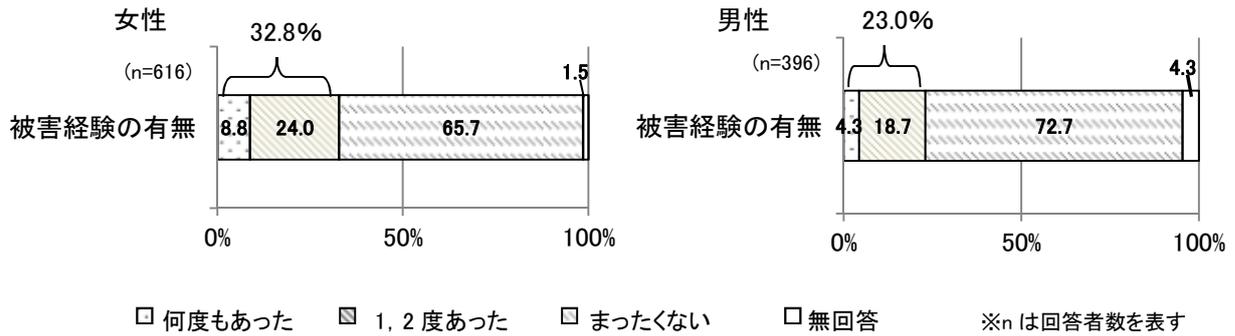
平成26（2014）年度に実施した「かわさきの男女共同参画に関するアンケート<sup>5</sup>」では、配偶者・パートナーから、「身体的暴行」「精神的暴力」「性的強要」のいずれかを受けたことがあるという人は、女性では32.8%、男性では23.0%となっています。

<sup>3</sup> DV 防止法における「被害者」は、男性・女性を問わず、配偶者からの暴力を受けた者をいいます。配偶者には、事実婚や元配偶者（離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合）も含まれます。また、平成 25(2013)年度の DV 防止法の改正により、生活の本拠を共にする交際相手（いわゆる同棲相手）からの暴力を受けた者も対象となりました。生活の本拠を共にしていない交際相手からの暴力を受けた者については、DV 防止法における被害者には含まれませんが、本計画においては、DV 防止法の取り扱いの対象以外の場合には、当該者を含めて「被害者」としています。

<sup>4</sup> 本計画における「暴力」とは、「殴る」、「蹴る」といった身体的暴力だけではなく、次のような暴力も含まれます。  
・精神的暴力：暴言を吐く、脅かす、無視する、浮気・不貞を疑う、家から締め出す、大事にしているものを壊すなど。  
・経済的暴力：生活費を渡さない、女性が働き収入を得ることを妨げる、借金を重ねるなど。  
・性的暴力：性行為を強要する、ポルノを見せたり、道具のように扱う、避妊に協力しないなど。  
・社会的隔離：外出や、親族・友人との付き合いを制限する、交友関係を厳しく監視するなど。  
身体的暴力のように比較的外から見えやすい暴力のほかに、外から見えにくい精神的暴力などが重複し、被害が重篤になっていくことがあります。

<sup>5</sup> かわさきの男女共同参画に関するアンケートは、男女共同参画に関する意識や考えを把握することを目的に、川崎市市民・子ども局人権・男女共同参画室と川崎市男女共同参画センターが、平成 26(2014)年 9 月に市内在住の満 20 歳以上 79 歳以下の人を対象に実施しました。

図表2 川崎市における配偶者やパートナーからの被害経験の有無（男女別）



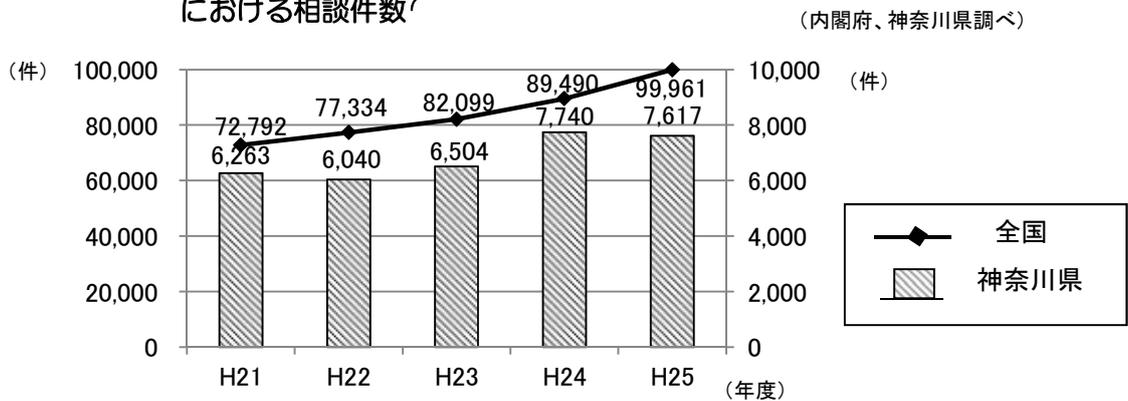
## 2 配偶者等暴力に関する相談の状況

### (1) 全国の相談状況

DV防止法に基づく都道府県や市町村の配偶者暴力相談支援センター<sup>6</sup>において、DVに関する相談を受けています。平成26(2014)年7月現在、全国の配偶者暴力相談支援センターの数は243か所です。相談件数は年々増加しており、DV防止法が制定された翌年の平成14(2002)年度に35,943件であった相談件数は、平成25(2013)年度には99,961件となっています。

図表3

全国と神奈川県内の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数<sup>7</sup>



<sup>6</sup> DV防止法第3条において、「都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにする」とあり、配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行っています。平成19(2007)年度のDV防止法の改正により、市町村においても、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことが努力義務となりました。神奈川県では、平成14(2002)年度から配偶者暴力相談支援センターを開設しています。

<sup>7</sup> 相談件数

- ・全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数（内閣府調べ）
- ・神奈川県内の配偶者暴力相談支援センター（県・横浜市・相模原市）における相談件数（神奈川県調べ）

※横浜市は平成23(2011)年9月に、相模原市は平成24(2012)年10月に配偶者暴力相談支援センターを設置

内閣府が平成 23（2011）年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、過去 5 年間に配偶者から何らかの暴力を受けたことがあった人の相談先は、「友人・知人」が 24.5%（女性 32.0%、男性 10.2%）と最も多く、「家族や親戚」が 23.7%（女性 32.0%、男性 8.0%）となっています。警察に連絡・相談した人は 5.4%（女性 6.5%、男性 3.4%）、男女共同参画センター等の相談機関を利用した人は、0.8%（女性 1.2%、男性 0%）と低い比率になっています。「どこ（だれ）にも相談しなかった」という人は 53.3%（女性 41.4%、男性 76.1%）となっています。

相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思ったから」62.8%（女性50.0%、男性76.1%）が最も多く、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」39.4%（女性34.3%、男性44.8%）となっています。

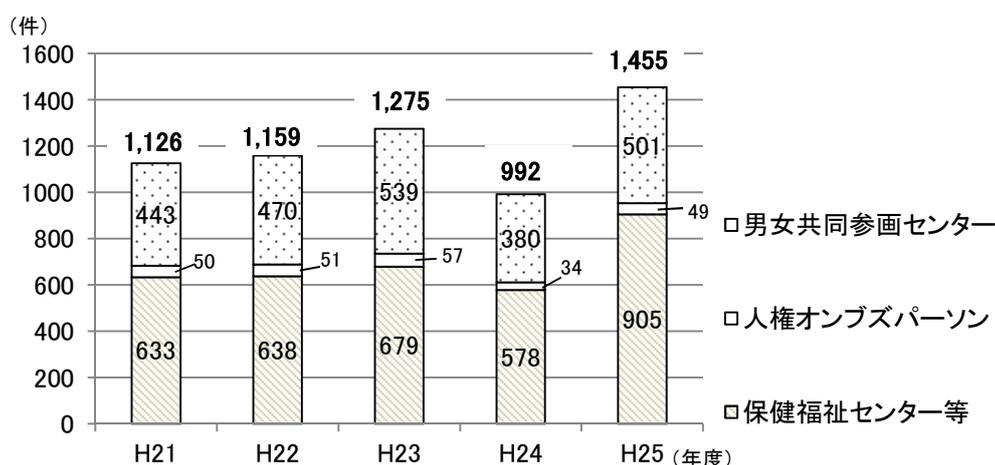
## （2）川崎市の相談状況

川崎市では、DVに関する相談は、各区の保健福祉センター及び地区健康福祉ステーション（以下「保健福祉センター等」といいます。）、男女共同参画センター、人権オンブズパーソンで対応しています。

平成24(2012)年度の相談件数は992件と一時的に減少しましたが、平成25(2013)年度の相談件数は1,455件となっており、再び増加している状況にあります。

図表4

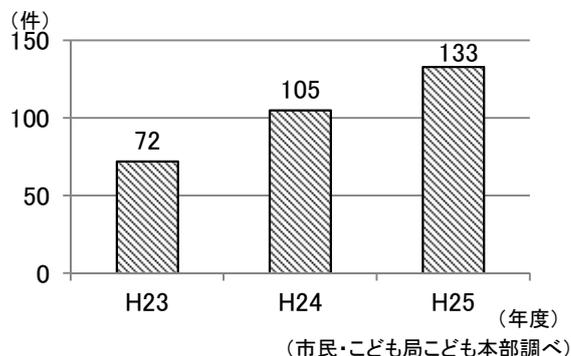
川崎市のDV相談件数<sup>8</sup>



<sup>8</sup> 地区健康福祉ステーションでの相談受付は平成 25(2013)年度から実施（図表 5 も同様）。市民・こども局こども本部調べ。出典、川崎市男女共同参画センター年度事業概要、人権オンブズパーソン平成 25(2013)年度報告書。なお、男女共同参画センターと人権オンブズパーソンの相談件数は、交際相手からの暴力相談件数を含みます。

また、交際相手からの暴力<sup>9</sup>相談件数についても、この3年間において増加傾向にあります。

図表5 保健福祉センター等における交際相手からの暴力相談件数



### (3) 川崎市における相談窓口の認知度と相談の有無

平成26(2014)年度実施の「かわさきの男女共同参画に関するアンケート」によると、『配偶者等からの暴力について相談できる窓口をご存知ですか』という質問に対して、「知っている」と答えた人は33.4%(女性36.6%、男性29.2%)でした。

またDV被害にあった人の相談先は、「友人・知人」24.8%(女性31.2%、男性11.0%)と、「家族・親族」24.5%(女性28.2%、男性15.4%)が多くなっています。一方で、「どこ(だれ)にも相談しなかった」を選んだ人は57.4%(女性49.5%、男性74.7%)でした。「どこ(だれ)にも相談しなかった」理由は、「相談するほどのことではないと思ったから」が57.9%(女性55.0%、男性63.2%)と男女ともに最も多く、次いで女性は「相談してもむだだと思ったから」と「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっつけていけると思ったから」が27.0%、男性は「自分にも悪いところがあると思ったから」が36.8%となっています。

## 3 一時保護等の状況

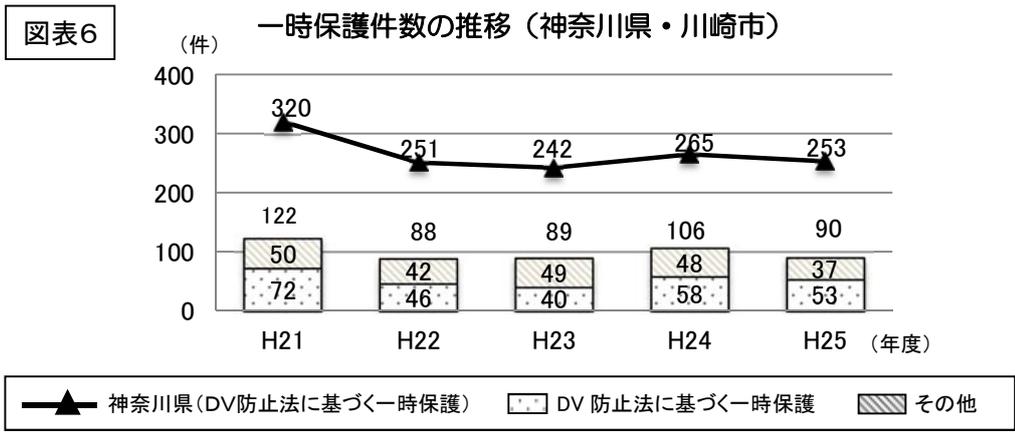
### (1) 全国の一時的保護の状況

内閣府男女共同参画局の「配偶者からの暴力に関するデータ」によると、夫等の暴力を理由に一時的保護された件数は、平成19(2007)年度は4,549件、平成24(2012)年度は4,373件で、毎年度4,500件前後で推移しています。

### (2) 川崎市における一時保護の状況

川崎市では、被害者とその同伴家族が、配偶者等からの暴力を避けるために避難が必要となった場合に、神奈川県や民間団体等と連携し、一時保護支援を行っています。

<sup>9</sup>「デートDV」ともいいます。

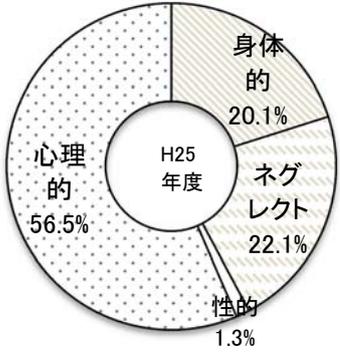


平成25（2013）年度の一時保護件数は90件で、そのうちDV防止法に基づく一時保護件数は53件でした。また、53件のうち、子どもを同伴しているケースは35件と6割以上になります。

「児童虐待の防止等に関する法律」では、子どもの面前でのDVは子どもへの心理的虐待にあたるとされています。

**図表7** 川崎市の児童相談所における児童虐待相談・通告種別内訳

平成25（2013）年度の川崎市の児童相談所における児童虐待相談・通告件数は1,576件となっています。DVによるものを含む警察からの心理的虐待通告件数が増加しており、全体の件数において心理的虐待が占める割合は約57%となっています。



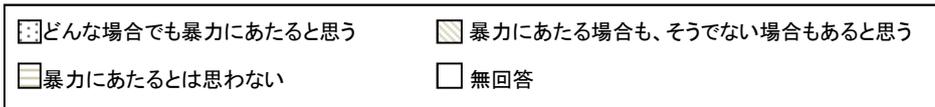
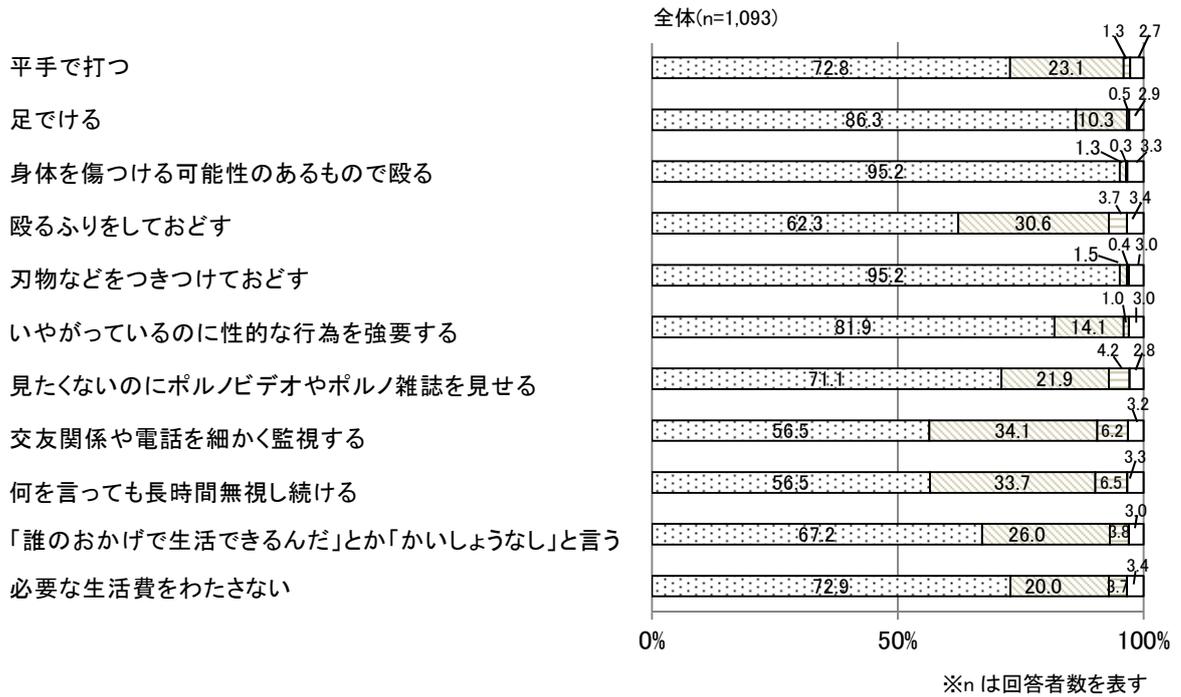
（市民・こども局こども本部調べ）

**4 DV・デートDVに関する市民意識**

**(1) 川崎市民のDV・デートDVに関する認知度**

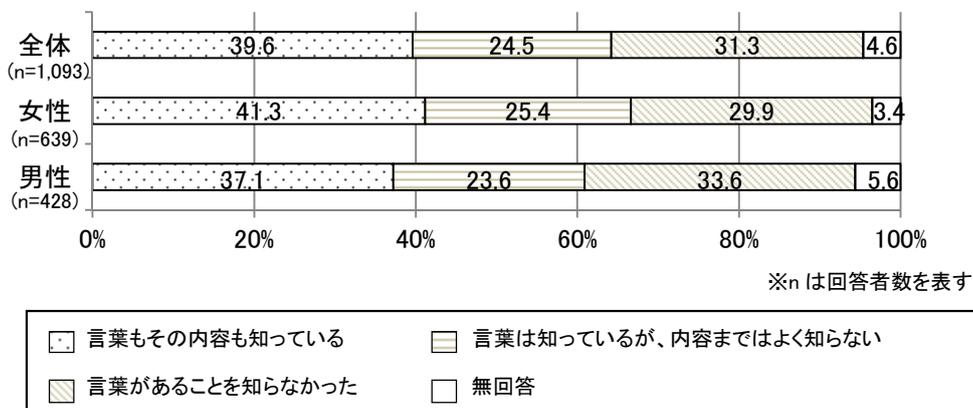
平成26（2014）年度実施の「かわさきの男女共同参画に関するアンケート」における、11の行為について夫婦間で行われた場合に暴力だと思うかという質問では、「身体を傷つける可能性のあるもので殴る」などの身体的に重大なけがを生じさせる可能性のある行為については、暴力だと認識する人が9割を超えています。一方で、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と答えた人が6割未満だった行為は、「交友関係や電話を細かく監視する」「何を言っても長時間無視し続ける」といった精神的な暴力にあたる行為でした。

図表8 夫婦間での暴力についての認識〔行為別〕（川崎市）



『デートDVについてご存知ですか』という質問の回答において、「言葉もその内容も知っている」と答えたのは4割程度に留まっています。

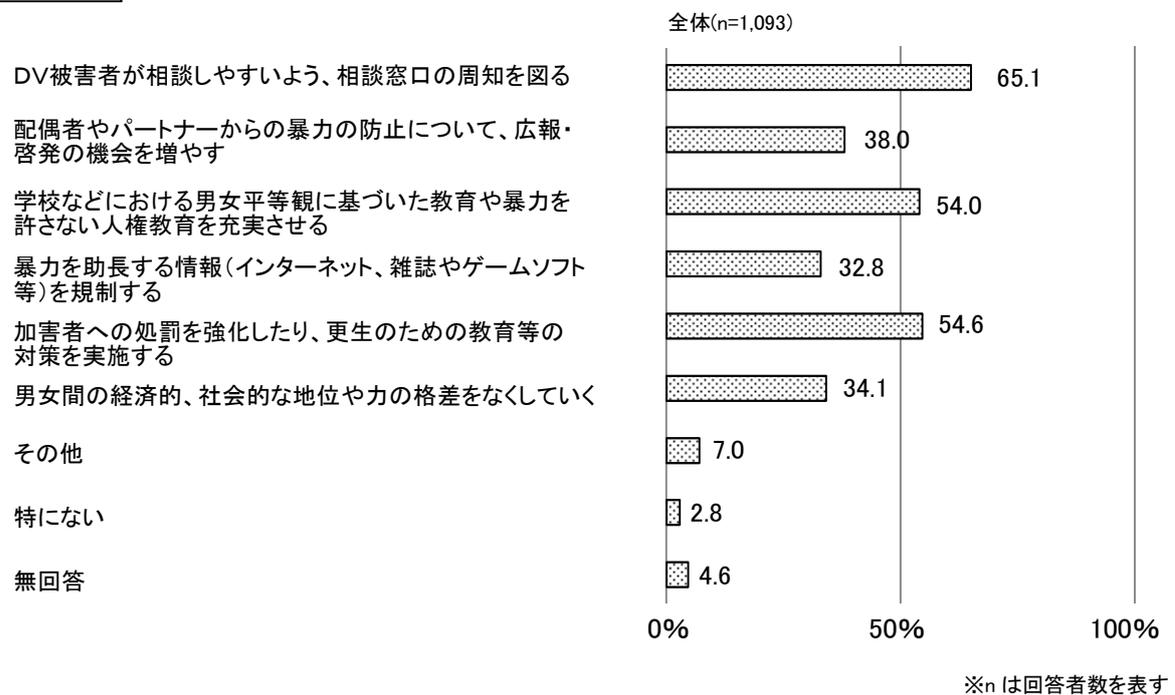
図表9 デートDVの認知度（川崎市）



## (2) DVやデートDVを防止するために必要な対策（市民意識）

平成26（2014）年度実施の「かわさきの男女共同参画に関するアンケート」における、『配偶者やパートナーからの暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと考えますか』という質問に対する回答の中で、「DV被害者が相談しやすいよう、相談窓口の周知を図る」が最も多く65.1%でした。次いで「加害者への処罰を強化したり、更生のための教育等の対策を実施する」が54.6%、「学校などにおける男女平等観に基づいた教育や暴力を許さない人権教育を充実させる」が54.0%となっています。

図表10 配偶者やパートナーからの暴力を防止するために必要な対策（川崎市）



### Ⅲ 計画の体系

基本目標	施策目標	施策
I DV被害者の安全確保と支援体制の充実	1  害者支援体制の強化	1  DV相談支援センター機能の整備
	2  早期発見のための取組の強化	2  医療機関、警察、民生委員児童委員、教育機関等における被害の早期発見の促進
	3  相談体制の充実	3  相談支援の機能の強化 4  相談窓口の周知 5  相談窓口における秘密の保持と安全の確保
	4  一時保護支援と被害者の安全確保	6  一時保護支援の充実 7  一時保護施設等との連携 8  安全の確保の徹底
	5  外国人、障害者、高齢者への支援	9  多様な状況に応じた支援 10  外国人への支援 11  障害者や高齢者への支援
	6  被害者支援を担う関係者の人材育成	12  職務関係者に対する研修等の充実
II DV被害者の自立支援の促進	7  被害者の自立支援	13  自立支援の機能の強化 14  住居の確保に向けた支援 15  就労の支援 16  経済的な支援 17  各種制度の活用への支援 18  自立のための心のケア 19  地域における支援
	8  子どもの健やかな成長への支援	20  子どもの心のケア 21  就学支援と安全の確保
III 力関係Dと機Vの間に連・関係民す・間の協団関	9  関係機関・民間団体相互の連携	22  関係機関の支援ネットワークの充実
	10  民間団体との連携・協力の促進	23  県内一時保護施設との連携強化 24  市内一時保護施設への支援 25  民間団体の活動への支援
IV 進社D会Vつをく許りさのな推い	11  DVに関する理解を深めるための普及啓発や教育	26  市における普及啓発の推進 27  暴力を許さない教育の推進 28  デートDV防止対策の実施
	12  DV防止に向けた調査研究と男性相談	29  DVに関する調査研究 30  男性総合相談の実施

## IV 施策の展開

### 基本目標 I DV被害者の安全確保と支援体制の充実

多様化・複雑化するDV被害事案を踏まえ、区の保健福祉センター等の相談・支援機能、DV対策を推進することも本部の所管部署における連絡・調整機能及び、施策・事業の企画・立案機能、今後、新たに整備する総合的な窓口の機能を合わせて、本市における配偶者暴力相談支援センター（以下「DV相談支援センター」といいます。）としての機能と位置付け、その役割を果たしていきます。

DV相談支援センターを中心として、被害者が安心して身近な窓口で相談し、緊急の場合には、被害者やその同伴家族の身の安全が確保され、必要な支援を受けることができる体制を充実させていきます。また、被害者を発見しやすい立場にある関係機関、団体等の協力のもとに、早期発見にも取り組んでいきます。

#### 施策目標1 被害者支援体制の強化

##### 【現状と課題】

川崎市では、現在、各区の保健福祉センター等において、DV被害を含めた女性に関する相談、自立に向けた支援等を行っています。

保健福祉センター等へのDVに関する相談件数は、「II現状」図表4のとおり、増加傾向にあります。また、さまざまな事情から転居が困難なケース、経済的困窮や児童虐待など複数の問題を抱えるケースなど被害者の置かれている状況は多様です。

このように、多様化・複雑化する事案に対して迅速・適切に対応するためには、保健福祉センター等の相談支援担当部署における組織的な対応の強化とともに、関係機関との相互の情報共有や連携の強化が不可欠です。そのために、本市として関係機関や他の自治体との連絡・調整を行う機能が必要です。また、DV被害と支援の現状を把握・分析し、全市的に統一した対応や支援の質の向上のために研修を企画・実施することや、安全な情報共有の仕組みや警察等との連携体制を構築していくことが必要です。

さらに、被害者が「どこに相談してよいかわからなかった」ため相談できず被害が深刻化してしまうということがないように、DV被害に関する総合相談窓口の機能を整備し、広く周知することで、迅速に適切な支援に結びつけることが必要です。

##### 【施策】

#### 1 DV相談支援センター機能の整備

- (1) 区の保健福祉センター等の相談・支援機能、こども本部の所管部署における連絡・調整機能及び企画・立案機能、新たに整備する総合的な窓口機能を合わせて川崎市DV相談支援センター機能と位置付け、その役割を果たします。

- (2) 区の保健福祉センター等において、相談員を中心とした多職種の専門職の協働により、個々のケースの状況に応じた的確な支援を行い、組織としての対応を強化します。また、各区において、支援にかかわる組織間の連携を強化し、被害者支援を行います。
- (3) DV対策を推進することも本部の所管部署の機能を強化し、自治体間や関係機関等との適切な連携に向けて、連絡・調整を行います。
- (4) こども本部の所管部署において、被害者支援に関する情報の収集と分析、研修の企画・実施、安全な情報共有の仕組みや連携体制の構築など、DV対策の推進に向けて、施策・事業の企画・立案機能を強化します。
- (5) DV被害にかかわる総合相談窓口の機能を整備します。

## 施策目標2 早期発見のための取組の強化

### 【現状と課題】

DV防止法第6条で、配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を通報するよう努めなければならないとされています。特に医師その他の医療関係者は被害者を発見しやすい立場にあることから、被害者の意思を尊重しつつ、関係機関等への通報や相談窓口の情報提供などを通じて、被害者の早期発見に積極的な役割を果たすことが期待されています。

また、地域において活動している民生委員児童委員や保育園、幼稚園、学校は、家庭に接触する機会が多く、DVを発見する可能性が高いことから、これらの職務に携わる関係者も被害者への情報提供等の支援を行うことが重要となります。

そのため、被害の早期発見に向け、関係機関との相互連携の仕組みを構築するとともに、関係者へのDVに関する意識啓発や情報提供に努めていくことが必要です。

### 【施策】

#### 2 医療機関、警察、民生委員児童委員、教育機関等における被害の早期発見の促進

- (1) 業務を通じて被害を発見しやすい立場にあることから医療機関に対し、DVに関する情報提供に努めるとともに、関係機関それぞれの役割と位置付けに考慮しながら、医療機関との相互連携の仕組みを構築します。
- (2) 警察は、業務を通じて被害を発見しやすい立場にあることから、関係機関それぞれの役割と位置付けに考慮しながら、警察との相互連携の仕組みを構築します。
- (3) 地域において活動している民生委員児童委員に対して、被害の早期発見に向けDVに関する意識啓発や相談窓口等の情報提供を行います。
- (4) 保育園や幼稚園、学校は、児童の保護者との日常のコミュニケーションから、

各家庭の状況を把握する可能性が高いことから、学校等の関係者に対し、被害の早期発見に向け、DVに関する意識啓発や相談窓口等の情報提供を行います。

- (5) 業務等を通じて被害を発見し、DV相談支援センターに通報があった場合は、通報者に対し、被害者の意思と安全に配慮しながら、被害者に相談窓口への相談を勧奨するように依頼するとともに、緊急性が高い場合の対応について情報提供するなど、被害者の安全確保につながるよう取り組みます。

### 施策目標3 相談体制の充実

#### 【現状と課題】

DVは外部から発見しづらい場において行われることが多く、暴力が潜在化し、被害が深刻化しやすいという特性があることから、被害者を早期に適切な支援に結び付けていくことが重要となります。そのためには、被害者が相談をすることから始まります。しかし、平成 26（2014）年度実施の「かわさきの男女共同参画に関するアンケート」によると、「DVについて相談できる窓口を知らない」と答えた人は、63.5%でした。また、DV被害にあった人のうち、「相談するほどのことではないと思ったから」などといった理由から、どこ（だれ）にも相談しなかった人が57.4%となっていることが明らかになりました。被害者がDV被害を一人で抱えこまず、相談しやすくするためには、DVに対する正しい理解を深める取組とともに、相談窓口を広く周知していくことが重要です。

本市におけるDVの相談件数は増加傾向にあり、相談内容も多様化・複雑化しています。こうした多様な相談に適切に対応するため、DV対策の中心的な役割を担うDV相談支援センター機能を整備し、関係機関が連携し一体的な支援を行えるよう調整していくとともに、相談窓口において、相談者の状況を見極め、適切な支援につながるよう、関係者と協力して対応していく必要があります。

DV加害者は、執拗に被害者の居所を追うこともあるため、被害者がいつでも安心して相談できる環境の整備が重要です。被害者や被害者を支援する職員等の安全確保のため、関係部署において、安全への共通認識を持ち、情報管理の徹底に努める必要があります。

#### 【施策】

##### 3 相談支援の機能の強化

- (1) DV被害にかかわる総合相談窓口の機能を整備し、関係機関と連携し対応します。
- (2) 区の保健福祉センター等の相談窓口において、被害者の個々の状況に応じた的確な支援につなげるため、多職種の専門職と協働し、被害者の意思を尊重

した相談を実施します。

- (3) 男女共同参画センターでは、電話相談や面接相談、法律相談などの女性総合相談事業を実施しています。DVに関する緊急事案や困難事案については、DV相談支援センターと連携を図りながら、被害者の支援に努めます。また、自立支援を含め、さまざまな問題や悩みについて、相談者自身が考え判断し解決に向けた行動がとれるように相談を行っていきます。
- (4) 人権オンブズパーソンでは、男女平等にかかわる人権侵害や子どもの権利の侵害について相談事業を実施し、問題解決に向け助言や支援を行っています。DVに関する緊急事案や困難事案については、DV相談支援センターと連携を図りながら、被害者の支援に努めます。
- (5) 被害者が関係機関の窓口ごとに事情を説明する負担を軽減し、二次的被害<sup>10</sup>を防止するため、関係機関等がそれぞれの役割を踏まえて対応するとともに、相互の緊密な連携に努めます。
- (6) DVは児童虐待と密接に関係しているため、DV相談支援センターと児童相談所は連携を強化し、子どもへのケアを行っていきます。
- (7) DV相談支援センター（こども本部）は、被害者支援に関する情報を収集し、関係機関等への情報提供及び助言を行うとともに、研修を企画・実施し、相談・支援の質の確保と向上に努めます。

#### 4 相談窓口の周知

- (1) 相談窓口の情報を掲載したカードやパンフレットを作成・配布し、相談窓口のより一層の周知に努めます。
- (2) ホームページや広報誌等でDV防止や相談窓口の広報・啓発活動を推進します。
- (3) 医療機関、警察、民生委員児童委員、福祉施設や教育機関等へ相談窓口を周知し、相談につながるように努めます。

#### 5 相談窓口における秘密の保持と安全の確保

- (1) 相談窓口における、相談者のプライバシーと安全の確保に努めます。
- (2) 被害者の安全確保のための情報の保護と管理を徹底するとともに、相談・支援に関する安全な情報共有の仕組みの構築や、職員及び民間団体等の情報の保護に努めます。
- (3) 被害者及び支援者等の安全確保のため、関係者は情報セキュリティの重要性について共通の認識を持って業務を遂行するよう、関係部署を含めた職員に

---

<sup>10</sup> 二次的被害

DVにより心身ともに傷ついた被害者が、相談、保護、捜査、裁判等の過程において、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない職務関係者の不適切な対応で、さらに傷ついてしまうこと。

情報の保護と管理について周知徹底させるための研修等を計画的に行います。

## 施策目標4 一時保護支援と被害者の安全確保

### 【現状と課題】

被害者とその子ども等の安全確保は最優先課題です。本市では、神奈川県や民間団体等と連携し、一時保護支援を行い、被害者やその同伴児等の安全を確保しています。

一時保護施設は、DVから逃れてきた女性やその子どもたちが安心して心と体を休める場所です。被害者一人ひとりの心身の状況に応じたケアや支援を行うためには、一時保護施設と連携して取り組んでいく必要があります。

また、被害者を連れ戻そうとする加害者も少なくないことから、加害者からの追跡への対応等について関係機関における情報の共有と情報管理の徹底に努めることが重要です。

### 【施策】

#### 6 一時保護支援の充実

- (1) 広域的な対応を行うため、神奈川県配偶者暴力相談支援センターとの連携を強化します。
- (2) 一時保護支援の際には、警察と適切に連携し迅速な対応を行います。

#### 7 一時保護施設等との連携

- (1) 一時保護施設と連携し、被害者を支えながら自立に向けた支援に取り組んでいきます。
- (2) 一時保護中、被害者とその同伴児が精神的な安定を取り戻すための環境を提供し、本人の状況や状態に合った適切なケアを行うことができるよう、関係機関等と連携し、対応します。
- (3) 一時保護施設に入居している被害者の心情と安全に配慮し、被害者の個々の状況を踏まえてニーズを把握し、一時保護施設、神奈川県等と連携して、被害者の立場に立った支援方針を決定し支援に取り組みます。
- (4) 被害者とその子どもの心身の状況に応じて、一時保護の支援方針について、児童相談所と協議・調整します。
- (5) 一時保護中の同伴児の学習機会の確保のため、一時保護施設に対する適切な支援について検討します。

## 8 安全の確保の徹底

- (1) 被害者に対し、保護命令<sup>11</sup>の制度や手続き等について情報提供するとともに、裁判所から書面提出を求められた場合は、迅速かつ的確に対応します。
- (2) 裁判所から保護命令の発令通知を受けた時は、関係機関と連携を図りながら、被害者本人と子どもや親族等の安全確保のため助言等を行います。
- (3) 保育園、幼稚園、学校等と連携し、子どもの安全の確保に努めます。
- (4) DV相談支援センター（こども本部）は、自治体間や関係機関等との連携を強化し迅速かつ適切な被害者とその同伴児の安全確保が行えるよう、連携体制や安全な情報共有の仕組み等について、検討・調整します。
- (5) 被害者の安全の確保のため、情報の保護と管理を徹底します。
- (6) 被害者及び支援者等の安全確保のため、関係者は情報セキュリティの重要性について共通の認識を持って業務を遂行するよう、関係部署を含めた職員に情報の保護と管理について周知徹底させるための研修等を計画的に行います。

【再掲：基本目標Ⅰ－施策目標3－施策5（3）】

## 施策目標5 外国人、障害者、高齢者への支援

### 【現状と課題】

DV被害者に対する支援は、被害者の国籍等を問わず、プライバシーの保護、安全の確保など人権に配慮した対応をし、それぞれの被害者の状況に対応した支援を実施することが重要です。そのためには、まず支援者が、被害者の置かれている状況や求めている支援が多様であり、一人ひとり異なるという認識を持つ必要があります。

外国人被害者は、言葉や文化の違いにより社会の中で孤立しやすく、相談窓口についても分りにくい状況にあります。また、実際の支援にあたって、在留資格、法律手続、自立支援策など、複雑で対応が困難な場合が少なくありません。こうしたことから、文化や言語の違いに配慮し、国際交流や外国人支援を行っている民間団体と連携した相談、支援を行っていく必要があります。

また、障害者や高齢者については、DVがより潜在化しやすい傾向があり、また、虐待と関連があるため、被害者が適切な支援を受けられるよう、各相談窓口等の関係機関

---

<sup>11</sup> 保護命令とは、配偶者からの身体に対する暴力または生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者から身体に対する暴力を受けることによりその生命または身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申し立てにより、配偶者に対して裁判所が発する命令です。

- ・被害者への接近禁止命令：配偶者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する
- ・退去命令：配偶者に、被害者と共に住む住居から一定期間退去することを命じる
- ・被害者の子又は親族への接近禁止命令：被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子又は親族等の身辺につきまったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する
- ・電話等禁止命令：被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する一定の電話・電子メール等を禁止する

と連携した支援が必要です。

#### 【施策】

#### 9 多様な状況に応じた支援

- (1) 被害者の心情と安全に配慮し、外国人等多様な背景を持つ被害者の状況を踏まえてニーズ調査等を行い、被害者の立場に立った支援施策を検討します。
- (2) 被害者の多様性や個別性への認識を持ち、個々の状況等に応じた支援を行います。

#### 10 外国人への支援

- (1) 外国人に対し、文化や制度の違い等に配慮した対応に努めます。
- (2) 外国人被害者への支援の充実に向けて、さまざまな事例に対応できる通訳者の確保など、外国人被害者の支援団体等との連携を強化します。
- (3) 外国人被害者へ適切な助言が行えるよう、外国人被害者の支援団体等と連携し、相談担当者や通訳者への研修を実施します。

#### 11 障害者や高齢者への支援

- (1) 障害者の相談にかかわる機関にDV被害者支援に関する情報等を提供するなど、障害のある被害者が適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携します。
- (2) 高齢者へのDVについては、被害者が適切な支援を受けられるよう高齢者虐待に関する相談窓口等の関係機関と連携します。

### 施策目標6 被害者支援を担う関係者の人材育成

#### 【現状と課題】

相談や支援に携わる行政職員及び支援者は、それぞれの立場においてDVの特性を踏まえた適切な対応を行うことが常に求められており、業務に関する高い専門性が必要です。相談者のさまざまなニーズにあわせた支援方法を検討して実践することで経験やスキルを蓄積していくとともに、定期的な研修等により一層の資質向上を図る必要があります。

また、行政職員及び支援者の不適切な対応によって被害者の安全を脅かし、その心に一層の傷を与えてしまうといった二次的被害を防止する取組が必要です。

【施策】

12 職務関係者に対する研修等の充実

- (1) DV相談支援センター（こども本部）は、被害者支援に関する情報を収集し、関係機関等への情報提供及び助言を行うとともに、研修を企画・実施し、相談・支援の質の確保と向上に努めます。【再掲：基本目標Ⅰ-施策目標3-施策3(7)】
- (2) 被害者に対して、DVに関する正しい理解と認識のもと、組織として一体的な支援を行えるよう、管理職を含めた職員研修を実施します。
- (3) 被害者の支援にかかわる各機関において、被害者のさまざまな状況に応じた支援の実務研修や事例検討会議を実施するとともに、関係者間における事例検討会議等を開催し、支援に関する知識やスキルについて、情報共有・交換することにより、支援の質の向上を図ります。
- (4) 外国人等被害者の置かれているさまざまな状況や背景を理解するための研修や、法的対応に関する専門研修等を実施します。
- (5) 学校職員、保育士及び幼稚園の関係者等に対する研修を通じて、DVについての正しい理解を促進します。
- (6) 被害者支援を担う関係者に対するさまざまな研修を通じて、被害者の二次的被害の防止を図ります。また、保健、医療、福祉、教育及び警察等関係機関、並びに民間団体に対しても研修の参加を促します。

## **基本目標Ⅱ DV被害者の自立支援の促進**

被害者の自立支援については、DV防止法の中でも、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講じなければならないこととされています。

また、被害者の置かれている状況は、一人ひとり異なっており、生活支援、就業支援、住宅の確保に向けた支援、同伴児への支援など、自立に向けた課題や必要な支援も異なります。本市では、それぞれの施策を所管する機関が、被害者の置かれた立場を理解し、相互に連携して自立支援に努めます。

### **施策目標7 被害者の自立支援**

#### **【現状と課題】**

被害者がこれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立して生活しようとする場合、さまざまな課題に直面します。住宅の確保、経済的基盤の確立、子どもの養育、心身のケアについての支援が必要となります。

被害者の自立支援にあたっては、生活保護制度やひとり親家庭に対する支援制度などの各種制度を活用しながら、被害者の置かれた立場を理解し、関係機関が相互に連携して、自立に向けた支援を行うことが重要です。

一時保護の期間中に行く先が決まらない被害者も多いのが現状です。そのような場合は、引き続き一時保護施設において関係機関が連携して被害者の自立支援を行っています。このように、関係機関の連携・協力により切れ目のない支援に努めていますが、自立支援の充実のため、母子生活支援施設などの既存施設の活用を図っていく必要があります。

また、地域で生活する被害者が、安心して暮らしていけるよう、継続的な支援や見守り支援、自助グループの活動支援を通じた居場所づくりなども必要です。

#### **【施策】**

#### **13 自立支援の機能の強化**

- (1) 被害者の意思を尊重しながら、状況に応じてニーズを把握し、必要な情報提供を行います。
- (2) 関係機関等の連携体制を充実させるとともに、自治体間の広域協力により、各機関が行う自立支援が円滑に行われるよう努めます。
- (3) 一時保護後の自立支援のあり方について、一時保護施設を運営する民間団体と協議・検討を行います。
- (4) 子どもを同伴する被害者について、母子生活支援施設を活用し、自立に向けた支援の充実を図ります。
- (5) DV被害者の自立に向け、女性保護施設の活用について、神奈川県と連携し

ていきます。

#### 14 住居の確保に向けた支援

- (1) 被害者が安心して生活できる住居の確保について、情報を収集・提供し、自立を支援します。
- (2) 一時保護施設退所後等の居住場所として、「配偶者からの暴力被害者の市営住宅への一時使用に関する要綱」に基づき、市営住宅への住居設定にかかる支援を行います。
- (3) 居住支援制度を活用し、被害者の民間賃貸住宅についての入居機会の確保を支援します。

#### 15 就労の支援

- (1) 被害者の状況に応じた就職や転職のための相談や、就労のための講座などの事業を実施します。
- (2) 公共職業安定所や職業訓練制度など就労支援に関する情報を収集し、被害者に提供します。
- (3) ひとり親家庭を対象とした職業訓練や生活保護を受給している被害者のための就労支援を実施します。

#### 16 経済的な支援

- (1) 経済的な自立に向けた支援に関する情報を収集し、制度の内容や手続きをわかりやすく、被害者に説明します。
- (2) 必要に応じて、母子父子寡婦福祉資金貸付事業<sup>12</sup>や生活保護の円滑な運用を行います。

#### 17 各種制度の活用への支援

- (1) 住民基本台帳、健康保険、年金、生活保護及び児童扶養手当等の諸制度の手続きの円滑な運用に向けた支援を行います。
- (2) 各種手続きに必要な証明書を発行します。
- (3) 法的対応にかかる支援について、弁護士会等との連携を強化し、被害者に法律相談や日本司法支援センター（法テラス）<sup>13</sup>等の情報提供を行います。
- (4) 住民基本台帳の閲覧等の制限について、職員に対する研修等を行うとともに、制度を適切に運用します。

---

<sup>12</sup> 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子家庭（配偶者のない女性と20歳未満の児童で構成される世帯）の母子、父子家庭（配偶者のない男性と20歳未満の児童で構成される世帯）の父子、寡婦（配偶者のない女性でかつて母子家庭の母であった方）を対象とした、自立支援のための貸付事業。

<sup>13</sup> 日本司法支援センター（法テラス）

総合法律支援法に基づき、設立された公的な法人。

## 18 自立のための心のケア

- (1) 心のケアが特に必要な被害者に対しては、心のケアについて相談やカウンセリングが受けられる機関について情報提供を行います。
- (2) サポートグループ相談の実施や自助グループの活動支援などを通じ、被害者の居場所づくりと心のケアに努めます。
- (3) 一時保護施設に入居している被害者の心情と安全に配慮し、被害者の個々の状況を踏まえてニーズを把握し、一時保護施設、神奈川県等と連携して、被害者の立場に立った支援方針を決定し支援に取り組みます。【再掲：基本目標Ⅰ-施策目標4-施策7(3)】

## 19 地域における支援

- (1) 被害者が新たな地域で自立した生活を始める場合は、被害者の意向を確認し、従前の地域での支援が引き継がれるように努めます。
- (2) 地域で生活する被害者とその子どもが、地域の中で孤立することがないように、関係機関と連携し、継続的な支援を行います。
- (3) サポートグループ相談の実施や自助グループの活動支援などを通じ、被害者の居場所づくりと心のケアに努めます。【再掲：基本目標Ⅱ-施策目標7-施策18(2)】

## 施策目標8 子どもの健やかな成長への支援

### 【現状と課題】

本市のDV防止法に基づく一時保護件数は、ここ数年50件前後で推移していますが、その6割以上が子どもを伴った保護となっています。「児童虐待の防止等に関する法律」では、子どもが同居する家庭において配偶者に対し暴力をふるう等の行為も児童への虐待であるとされているように、DVを身近に見てきた子どもたちは、身体に暴力を受けていなくてもさまざまな心の傷を抱えており、その心理的影響を考慮して、子どもたちの心のケアを充実させていくことが必要です。

被害者と子どもの安全を確保し、自立を促進するためには、子どもの就学や保育は極めて重要で、関係機関が十分な連携をとって組織的な対応を図っていくことが求められます。

### 【施策】

## 20 子どもの心のケア

- (1) DVは児童虐待と密接に関係しているため、児童相談所をはじめ、子どもに対応する関係機関は連携を一層密にし、被害者の状況と子どもの状況につい

て十分把握し、子どもの心のケアと親子関係の再構築について継続的な支援を行います。

- (2) 地域で生活する被害者とその子どもが、地域の中で孤立することがないように、関係機関と連携し、継続的な支援を行います。【再掲：基本目標Ⅱ-施策目標7-施策19(2)】

## 21 就学支援と安全の確保

- (1) 被害者の子どもの転出入などの手続きや授業料の免除制度などの活用について、情報の提供と円滑な対応に努めます。
- (2) 被害者とその子どもの置かれた状況について正しく理解し、適切な情報管理を行い、子どもの安全確保と守秘義務が徹底されるよう関係機関へ協力を要請します。
- (3) 学校職員、保育士及び幼稚園の関係者等に対する研修を通じて、DVについての正しい理解を促進します。【再掲：基本目標Ⅰ-施策目標6-施策12(5)】

## **基本目標Ⅲ DVに関する関係機関・民間団体との連携・協力**

DV防止と被害者支援の施策を推進していくため、国、県及び市の関係機関や民間団体等との連携を進めます。特に、神奈川県では、被害者の支援やDV防止に取り組む民間団体の活動が活発であることから、こうした民間団体と連携・協力を図ります。

また、関係機関や民間団体と定期的に意見交換を行い、施策や事業に反映します。

### **施策目標9 関係機関・民間団体相互の連携**

#### **【現状と課題】**

本市では、DV被害者支援にかかわる複数の会議を見直して、平成22（2010）年度に「川崎市DV被害者支援対策推進会議」を設置し、国、神奈川県、警察、市の関係部署及び医師会、弁護士会、民間団体などの関係機関・団体との連携の強化に努めています。

DV被害者の支援には、その発見から自立に向けた支援まで、被害者を市外施設で保護するなどの市域を超えた広域的な支援や、段階に応じたさまざまな支援が必要であり、切れ目のない支援を行うためには、支援にかかわる機関の連携が重要です。

そのため、DV相談支援センターが中心となって、DV対策に係る関係機関の連携体制の検討・調整を行い、今後も緊密な連携を図りながら、施策をより効果的に推進していくことが必要です。

#### **【施策】**

#### **22 関係機関の支援ネットワークの充実**

- (1) DV相談支援センター（こども本部）は、自治体間や関係機関等との連携を強化し、迅速かつ適切な支援が行えるよう、連携体制や安全な情報共有の仕組み等について、検討・調整します。
- (2) 「川崎市DV被害者支援対策推進会議」を開催し、関係機関が相互理解と共通認識のもと、効果的な支援のために円滑な連携ができるよう努めます。
- (3) DV被害者に対する相談支援等を行う関係機関会議を開催し、相談支援や自立支援の充実に向けた連携を進めます。また、神奈川県による関係者会議に参加するなど、県内での連携を強めます。
- (4) 被害者の支援にあたっては、必要に応じて、市外の施設を活用するなど、広域連携に努めます。
- (5) 被害者が新たな地域で自立した生活を始める場合は、被害者の意向を確認し、従前の地域での支援が引き継がれるように努めます。【再掲：基本目標Ⅱ-施策目標7-施策19（1）】

## 施策目標10 民間団体との連携・協力の促進

### 【現状と課題】

被害者の相談、一時保護、自立支援については、DV問題に取り組む民間団体が大きな役割を担っており、現在も、民間団体、県、市が連携・協力して被害者支援に取り組んでいます。また、DV防止に向けた取組についても、民間団体と連携・協力しながら進めています。

今後も、民間団体が持つ専門性や柔軟な対応力などを生かしDV防止や被害者支援を充実していくことが求められており、民間団体の取組を支援するとともに、定期的に意見交換を行い、施策や事業に反映していくことが重要です。

### 【施策】

#### 23 県内一時保護施設との連携強化

- (1) 県内の一時保護施設と定期的な意見交換を行うことができる場を設定し、情報共有に努め、連携の強化を図ります。
- (2) 一時保護施設のスタッフへの研修・講座の開催やDVに関する制度についての情報提供を細やかにを行います。
- (3) 職員への研修資料や市民啓発資料等の作成にあたっては、民間団体に蓄積された被害者支援の知識や情報等を踏まえて作成します。

#### 24 市内一時保護施設への支援

- (1) 市内で一時保護施設を運営する民間団体が安定的、継続的に活動できるよう、支援します。
- (2) 一時保護施設のスタッフへの研修・講座の開催やDVに関する制度についての情報提供を細やかにを行います。【再掲：基本目標Ⅲ-施策目標 10-施策 23 (2)】

#### 25 民間団体の活動への支援

- (1) DV被害者支援のための知識や経験を有し、相談や自立支援、啓発活動等を行う民間団体の取組を支援します。
- (2) 民間団体の被害者支援活動やDV防止活動等との連携や協働に努めます。

## **基本目標Ⅳ DVを許さない社会づくりの推進**

DVをなくし、暴力防止への理解を広く市民に促すためには、さまざまな機会をとらえて幅広い普及啓発を行う必要があります。また、家庭や地域、学校等において、命の大切さや人を思いやる心を養う教育を行い、お互いを尊重し、DVを許さない社会づくりを進めていくことが重要です。

### **施策目標11 DVに関する理解を深めるための普及啓発や教育**

#### **【現状と課題】**

配偶者等からの暴力を未然に防ぎ、DVを許さない社会の実現のためには、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるということを、普及啓発していくことが必要です。本市では、被害者支援とともに、DV防止の取組として、啓発資料の作成・配布、講座の開催等を行っています。

平成25（2013）年度に、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、DV防止法の適用対象となる法改正が行われました。本市の保健福祉センター等の相談窓口における交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）相談件数も、この3年間増加傾向にあります。若い世代に対して、男女の人権を尊重し、DVに対する正しい理解を図るための教育や啓発を行う必要があります。

また、DV被害者の中には、加害者への恐怖感などから支援を求められない人や、自分が被害者であると感じないまま暴力を受けつづける人がいます。DVは、身体的暴力だけでなく精神的、性的、経済的、社会的な内容も含めた暴力行為であるということを周知するとともに、相談窓口の一層の周知及び適切な支援内容等の情報提供が求められます。

#### **【施策】**

### **26 市における普及啓発の推進**

- (1) 民間団体と連携・協力しながらDV関連講座やセミナー等を開催し、広く市民への啓発を進め、DV防止のための取組を推進します。
- (2) 相談窓口の情報を掲載したカードやパンフレットを作成・配布し、相談窓口のより一層の周知に努めます。【再掲：基本目標Ⅰ-施策目標3-施策4(1)】
- (3) ホームページや広報誌等でDV防止や相談窓口の広報・啓発活動を推進します。【再掲：基本目標Ⅰ-施策目標3-施策4(2)】
- (4) 地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員に対し、DV対策についての理解と協力を求めています。

## 27 暴力を許さない教育の推進

- (1) 保育園、幼稚園などの乳幼児期から小学校以降の学校教育の各段階において、暴力を許さない教育や、男女平等観に基づいた一人ひとりを大切にする教育等の人権に関する教育の一層の推進を図ります。あわせて、保育士や教職員等への意識啓発を行います。

## 28 デートDV防止対策の実施

- (1) 関係機関等と連携したデートDVに関するワークショップの実施など、若年層に向けた予防啓発を推進します。

## 施策目標12 DV防止に向けた調査研究と男性相談

### 【現状と課題】

DV対策にはDVを生み出す背景や原因、DVに関する実態を調査分析し、DVの防止や被害者支援に係る施策の検討が必要です。

DVや介護・育児の悩みなど女性相談に寄せられる問題の解決には、女性だけでなく、男性の意識啓発や問題解決が必要です。また、男性も夫婦間や職場における悩みなどさまざまな問題を抱えています。今後、男性のさまざまな問題について相談できる窓口機能を整備し、助言及び情報提供を行っていくことで問題整理に向けた支援を行い、最終的には相談者が自分自身で問題解決に向けた行動がとれるようにしていくことが必要です。こうした取組は、DVの予防にもつながっていくと考えます。

さらに、重大な暴力被害を未然に防ぐため、加害者への対策も課題となっていますが、加害者への対応については、未解明な部分が多く、国においても引き続き調査研究の推進に努めるとしています。本市においても、国の調査研究についての情報収集等を行い、加害者対策に関する検討を進めていくことが必要です。

### 【施策】

## 29 DVに関する調査研究

- (1) 相談事例を分析するなど、被害の実態や自立支援に関する状況把握に努めます。
- (2) 加害者対策のための国の調査研究、他自治体の取組、民間団体の取組について調査、情報収集するとともに、加害者対策のあり方について検討します。

## 30 男性総合相談の実施

- (1) 男性のさまざまな問題について、相談できる電話相談窓口を設置し、適切な

助言や情報提供をすることにより、男女共同参画の視点に立った男性の意識啓発や問題解決を図ります。

## V 計画の推進と数値目標

川崎市DV防止・被害者支援基本計画を推進していくため、以下のような推進体制により取組を進めるとともに、進行管理を行っていきます。

### 1 推進体制

関係機関や民間団体等と連携・協力して、計画に基づく取組を進めていきます。

#### (1) 川崎市男女平等推進審議会

市の附属機関として、DVに係る施策の推進に関する事項等について調査審議します。

#### (2) 川崎市DV被害者支援対策推進会議

弁護士会、医師会、人権擁護委員協議会、民間団体、国や神奈川県及び市の関係部署等の関係機関が意見交換を行いながら計画を推進します。

#### (3) 民間団体との連携

本市は、民間団体との連携・協力によって被害者支援を進めてきました。今後も、民間団体の持つ豊富な知識や情報を生かしながら計画を推進していくため、定期的に意見交換を行い、計画を推進します。

#### (4) 神奈川県との連携

推進会議等を活用しながら連携を強化し、計画を推進します。

### 2 計画の進行管理

本計画の点検・評価は「川崎市男女平等推進行動計画」と連動し、男女平等推進施策の実施状況とともに公表します。

また、毎年度、庁内関係部署で構成される「DV対策庁内部会」において、施策の取組状況について報告し、進捗状況や課題を共有します。

### 3 数値目標

本計画を着実に推進していくため、次のとおり数値目標を設定します。

項目	現状値【年度】 <sup>14</sup>	目標値【目標年度】
夫婦間における「平手で打つ」、「殴るふりをしておどす」を暴力として認識する人の割合	「平手で打つ」 72.8%【平成 26(2014)年度】 「殴るふりをしておどす」 62.3%【平成 26(2014)年度】	100%に近づける 【平成 30(2018)年度】
DV 被害にあった際に、どこ(だれ)にも相談しなかった人の割合	57.4%【平成 26(2014)年度】	半減させる 【平成 30(2018)年度】

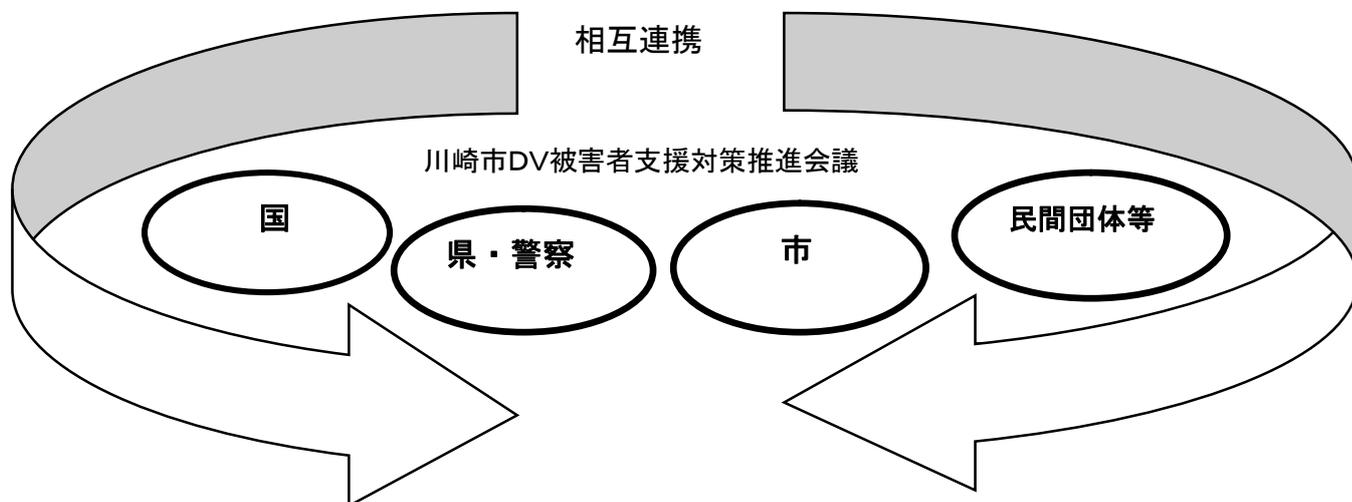
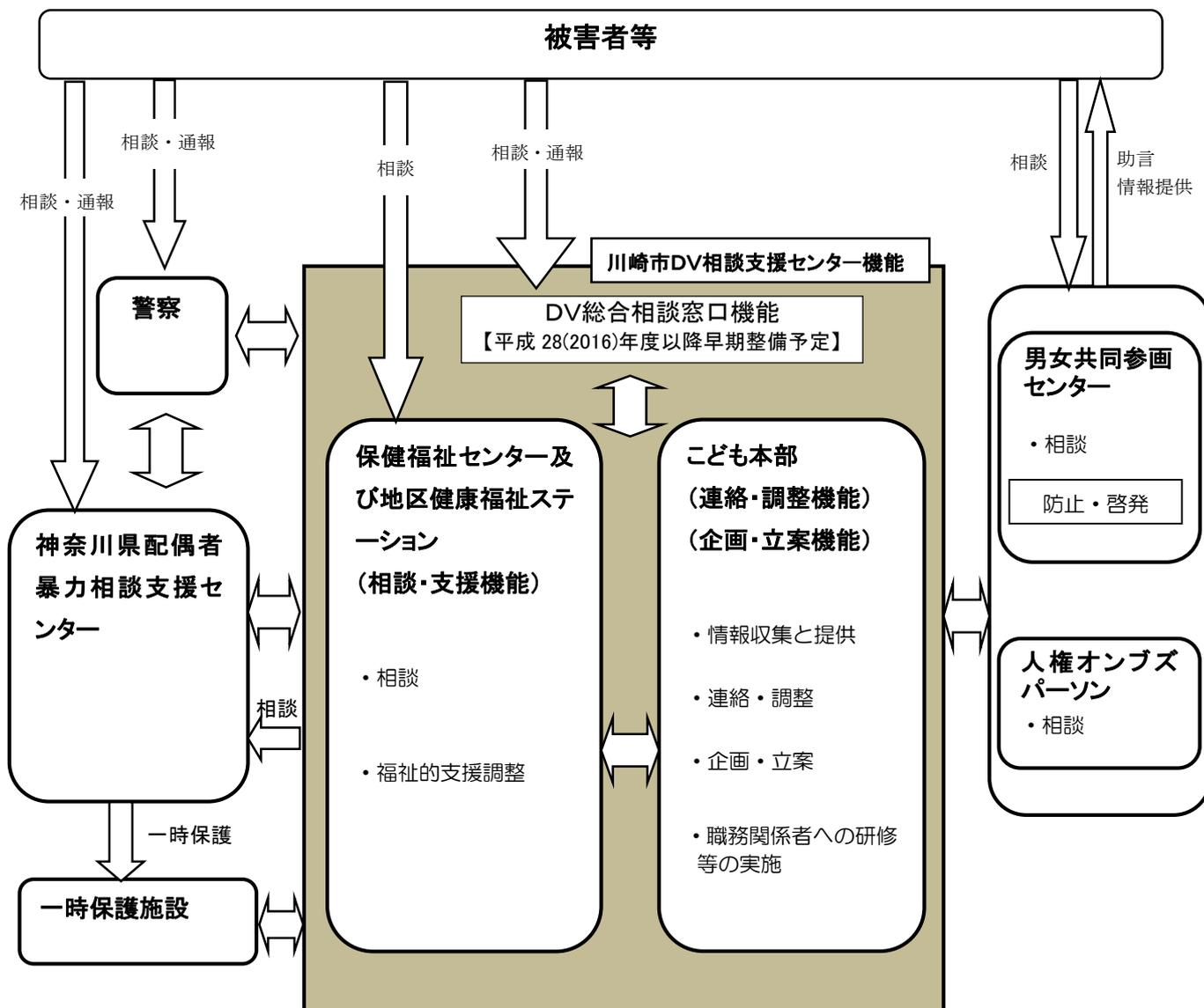
<sup>14</sup> 現状値は、平成 26(2014)年度に実施した「かわさきの男女共同参画に関するアンケート」結果からの数値。



## 参 考 資 料

- 1 計画期間におけるDV対策の総合的な推進……………32
- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律……………33
- 3 男女平等かわさき条例……………43
- 4 川崎市男女平等推進審議会規則……………46
- 5 川崎市DV被害者支援対策推進会議要綱……………47

計画期間におけるDV対策の総合的な推進



## 参考資料 2

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律  
(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十六年法律第二十八号

### 目次

前文

第一章総則（第一条・第二条）

第一章の二基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章保護命令（第十条—第二十二条）

第五章雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二補則（第二十八条の二）

第六章罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等  
(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。  
(婦人相談員による相談等)
- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。  
(婦人保護施設における保護)
- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)

その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知

り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めらるに足りる申立ての時に於ける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があること

につき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を  
勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護  
に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規  
定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対  
する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律によ  
る改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十  
条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があっ  
た場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週  
間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、  
検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護  
に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件につい  
ては、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

## 参考資料 3

### 男女平等かわさき条例

平成 13 年 6 月 29 日条例第 14 号

#### 目次

##### 前文

##### 第 1 章 総則（第 1 条～第 7 条）

##### 第 2 章 基本施策等（第 8 条～第 15 条）

##### 第 3 章 拠点施設（第 16 条）

##### 第 4 章 男女平等推進審議会（第 17 条）

##### 第 5 章 雑則（第 18 条）

##### 附則

川崎市においては、男女平等の実現に向けて、国内外の動向を考慮しつつ、地域の実情に応じた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今なお、様々な分野において男性を中心とする意識、性別による固定的な役割分担等が存在し、男女の自立、特に女性の社会的及び経済的自立が阻まれている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たして男女平等を一層推進していく必要がある。

男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての男女平等のまち・かわさきを創造していくため、この条例を制定する。

#### 第 1 章 総則

##### （目的）

**第 1 条** この条例は、男女平等の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、男女平等を総合的かつ計画的に推進し、もって市、市民及び事業者の協働による男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

##### （基本理念）

**第 2 条** 男女平等は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

- (1) 男女が共に職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場（以下「あらゆる場」という。）において、個人として自立し、自由に生き方を選ぶとともに、多様な生き方及び個性を互いに尊重し、責任を分かち合うこと。
- (2) 男女が共にあらゆる場において、社会における制度、慣行、意識等に起因する性別による差別的取扱いを受けることがなく、人権が尊重されること。
- (3) 社会のあらゆる分野における立案、決定その他の活動に男女が平等に参画する機会を確保し、個人が本来持っている能力を十分に発揮すること。
- (4) 男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができること。
- (5) 地域社会を構成するすべての者が、自らの意思と相互の協力により、積極的に男女平等を推進し、生活する者にとって快適な生活優先型社会を創造すること。

##### （市の役割）

**第 3 条** 市は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女のいずれかの参画が十分になされていない場における男女の平等な参画の機会の確保（以下「男女の平等な参画の機会の確保」という。）に取り組むほか、あらゆる施策において男女平等が図られるよう男女平等を総合的かつ計画的に推進する役割を担うものとする。

##### （市民の役割）

**第4条** 市民は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保に取り組み、及び市の実施する男女平等を推進するための施策（以下「男女平等施策」という。）に協力する役割を担うものとする。

（事業者の役割）

**第5条** 事業者は、その事業活動において、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保、育児、介護等の家庭生活と職業生活が両立できるようにするための支援等に取り組み、及び市の実施する男女平等施策に協力する役割を担うものとする。

（男女平等にかかわる人権侵害の禁止）

**第6条** 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、性的な言動に対する相手の対応により当該相手に不利益を与え、又は性的な言動により相手の生活の環境を害する行為、配偶者等に対する著しい身体的又は精神的苦痛を与える暴力的行為等の男女平等にかかわる人権の侵害（以下「男女平等にかかわる人権侵害」という。）を行ってはならない。

（男女平等にかかわる人権侵害に対する相談及び救済）

**第7条** 川崎市人権オンブズパーソン条例（平成13年川崎市条例第19号）第12条第1項に規定する市民等は、川崎市人権オンブズパーソンに対し、男女平等にかかわる人権侵害について相談し、又は男女平等にかかわる人権侵害からの救済を求めることができる。

2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、男女平等にかかわる人権侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに男女平等にかかわる人権侵害を受けた者の立場に配慮した対応に努めるものとする。

## 第2章 基本施策等

（行動計画）

**第8条** 市は、男女平等施策その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる川崎市男女平等推進行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定する場合は、あらかじめ、川崎市男女平等推進審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

（年次報告）

**第9条** 市長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

（参画の機会を積極的に提供する施策の推進）

**第10条** 市は、社会のあらゆる分野における活動への参画の機会に係る男女間の格差の是正を図るため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供する施策を推進するものとする。

（学習等のための支援）

**第11条** 市は、学校教育、家庭教育その他社会における教育において行われる男女平等に関する学習等のために必要な支援に努めるものとする。

（関係団体への支援）

**第12条** 市は、男女平等を推進する活動を行う関係団体の自主性及び主体性を尊重しつつ、当該活動について必要な支援に努めるものとする。

（情報の収集及び調査研究）

**第13条** 市は、男女平等に関する情報の収集及び調査研究を行うものとする。

（広報活動等）

**第14条** 市は、男女平等に関する理解の促進を図るため、広報活動を行うとともに、市民及び事業者

対する普及啓発及び必要な情報の提供に努めるものとする。

(推進体制等)

**第15条** 市は、男女平等を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、男女平等の推進に当たっては、市民、事業者、関係機関、関係団体等との有機的な連携に努めるものとする。

### **第3章 拠点施設**

(拠点施設)

**第16条** 市は、川崎市男女共同参画センターを拠点として、男女平等施策を推進するものとする。

### **第4章 男女平等推進審議会**

(男女平等推進審議会)

**第17条** 第8条第2項に定めるもののほか男女平等の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員13人以内で組織する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員は、市民、事業者、関係団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

### **第5章 雑則**

(委任)

**第18条** この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

### **附 則**

この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、市長が定める日から施行する。(平成14年3月29日規則第32号で平成14年5月1日から施行)

## 参考資料 4

### 川崎市男女平等推進審議会規則

平成 13 年 9 月 28 日規則第 83 号

改正

平成 20 年 3 月 31 日規則第 16 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、男女平等かわさき条例（平成 13 年川崎市条例第 14 号）第 17 条第 9 項の規定に基づき、川崎市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

**第 2 条** 市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。

(会長及び副会長)

**第 3 条** 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 4 条** 審議会は会長は招集し、会長はその会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第 5 条** 審議会は、その調査審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

**第 6 条** 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長 1 人を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

5 部会の会議については、前 2 条の規定を準用する。

(庶務)

**第 7 条** 審議会の庶務は、市民・こども局において処理する。

(委任)

**第 8 条** この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 20 年 3 月 31 日規則第 16 号抄)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

## 参考資料 5

### 川崎市DV被害者支援対策推進会議要綱

#### (目的及び設置)

第1条 本市において、配偶者等からの暴力（以下、「DV」という。）の防止及び被害者支援のための関係機関の円滑な連携と施策の総合的な推進を図ることを目的として、川崎市DV被害者支援対策推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 川崎市DV防止・被害者支援基本計画に関すること。
- (2) DVに係る被害者等の相談、一時保護及び自立支援に関すること。
- (3) DVに係る被害の防止に関すること。
- (4) DVに関する研修及び啓発に関すること。
- (5) 関係機関の連携のあり方に関すること。
- (6) その他DV被害者支援対策に関し必要と認められること。

#### (委員)

第3条 推進会議は、議長及び別表に掲げる関係機関等から推薦された者をもって構成する。

#### (議長)

第4条 議長は、市民・こども局こども本部児童家庭支援・虐待対策室長をもって充てる。

- 2 議長は、推進会議の事務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名したものがその職務を代行する。

#### (会議)

第5条 推進会議は、議長が必要に応じて招集する。

- 2 委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に出席を求め、その意見を聞くことができる。

#### (部会)

第6条 推進会議は部会を設置することができる。

#### (庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民・こども局こども本部児童家庭支援・虐待対策室において処理する。

#### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は議長が推進会議に諮って定める。

#### 附則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。  
(川崎市配偶者からの暴力対策関係機関等連絡会議要綱の廃止)
- 2 川崎市配偶者からの暴力対策関係機関等連絡会議要綱（平成16年12月24日）は、廃止する。  
(川崎市女性への暴力相談等関係機関連絡会要綱の廃止)
- 3 川崎市女性への暴力相談等関係機関連絡会要綱（平成18年11月1日）は、廃止する。(川崎市DV防止及び被害者支援庁内連絡会議設置要綱の廃止)
- 4 川崎市DV防止及び被害者支援庁内連絡会議設置要綱（平成20年3月14日）は、廃止する。

附則

この要綱は、平成22年12月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 別表 川崎市DV被害者支援対策推進会議構成（第3条関係）

### 1 委員

区分	所属
関係機関	横浜弁護士会川崎支部 公益社団法人川崎市医師会 川崎人権擁護委員協議会 民間団体代表
国	横浜地方務局川崎支局総務課
神奈川県	神奈川県立女性相談所 神奈川県立かながわ男女共同参画センター 神奈川県警察本部生活安全総務課
川崎市	市民・子ども局子ども本部児童家庭支援・虐待対策室 市民・子ども局人権・男女共同参画室 市民・子ども局子ども本部子ども家庭センター 市民・子ども局子ども本部中部児童相談所 市民・子ども局子ども本部北部児童相談所 川崎区役所保健福祉センター 大師地区健康福祉ステーション 田島地区健康福祉ステーション 幸区役所保健福祉センター 中原区役所保健福祉センター 高津区役所保健福祉センター 宮前区役所保健福祉センター 多摩区役所保健福祉センター 麻生区役所保健福祉センター 市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当 教育委員会事務局総務部人権・共生教育担当 教育委員会事務局総合教育センター

### 2 オブザーバー

区分	所属
神奈川県	神奈川県人権男女共同参画課

川崎市DV防止・被害者支援基本計画

平成27（2015）年3月

川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044（200）2300

FAX 044（200）3914

メールアドレス 25zinken@city.kawasaki.jp



KAWASAKI CITY

川崎市